2000年報



Northern Regions Center(NRC)
社団法人 北方圏センター

Northern Regions Foundation(NRF)
財団法人 北方圏交流基金

2000
年報

Northern Regions Center (NRC)
社団法人 北方圏センター

Northern Regions Foundation (NRF)
財団法人 北方圏交流基金

CONTENTS

社団法人　北方圏センター

■これまでの歩み ―― 1
■組織図 ―― 2
■役員等 ―― 3
■施設 ―― 4
■会計・平成11年度一般会計収支決算 ―― 6
・平成12年度一般会計収支予算 ―― 8
・平成11年度特別会計収支決算 ―― 10
・平成12年度特別会計収支予算 ―― 11
◆事業部 ―― 12
◆調査研究部 ―― 16
◆出版部 ―― 20
◆国際協力部（情報企画室） ―― 22
◆交流部 ―― 26
■定款 ―― 28

（資料編）
○北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧 ―― 32
○道内名誉領事館 ―― 34
○在日大使館（北方圏関係諸国）／在道外国公館 ―― 35
■北方圏センターへのVisitors ―― 36

財団法人　北方圏交流基金

■概要（設立／趣旨／事業／財源／組織） ―― 38
■役員等 ―― 39
■会計・平成11年度収支決算 ―― 40
・平成12年度収支予算 ―― 41
■平成11年度事業実績（基金助成状況） ―― 42
■寄付行為 ―― 45

これまでの歩み

昭和46年４月、北海道の長期的な指針である「第三期北海道総合開発計画（10カ年）」＜以下「三期計画」＞に、初めて『**北方圏構想**』が登場した。この北からの発想は、北海道を世界の北海道としてとらえ、既成の価値観や枠組みにとらわれることなく、斬新な展開をして北海道の国際化を推進しようとするものであった。

この北方圏構想が始動した当時は、その言葉自体が耳新しいものであったうえ「北方圏」とはいったい何を意味するのか、どの国を指すのか、など道民には馴染みがなく、北方圏構想の第一歩はまずその啓蒙や普及から始まったといってよい。

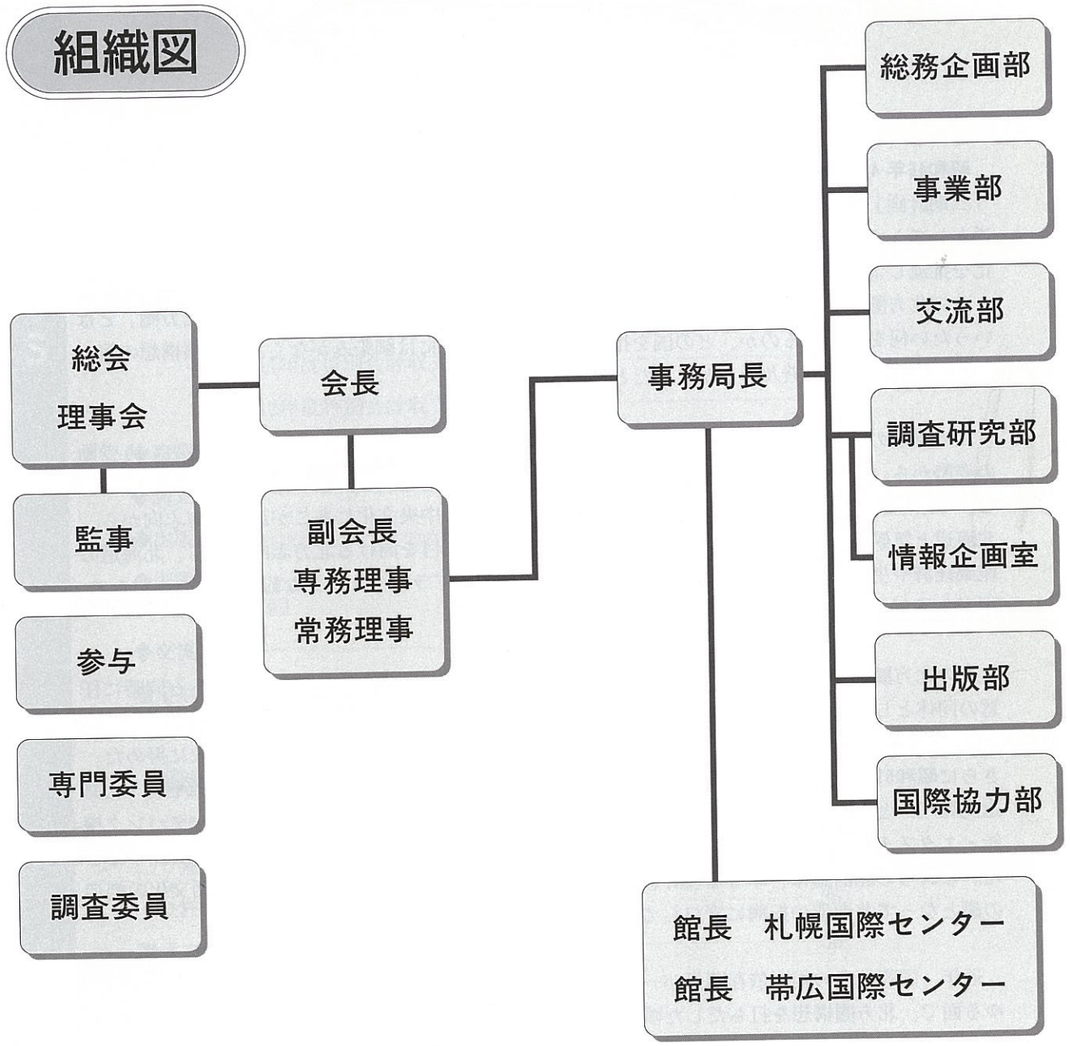
この構想の基本は、積雪寒冷というハンディキャップを宿命とあきらめ、我慢するという受動の姿勢から、もっと前向きに北海道を見直し、北国らしいアイデンティティを確立することにある。つまり、道民の意識のなかにこびりついた本州文化、中央文化にあこがれる南方志向から、北海道と気候、風土の似た、高い文化を持つ北方圏諸国に目を向ける北方志向に転じ、北海道の産業経済や生活、文化を見直をしてみようという、発想のドラスティックな転換を求めるもので、脚光を浴びた。

この北方圏構想の民間の推進母体となったのが**昭和46年４月**、三期計画のスタートと同時に任意の団体として発足した「**北方圏調査会**」。さらに、**昭和47年１月**には社団法人として内閣総理大臣の認可を受け、**同51年11月**「**北方圏情報センター**」を併設、構想の普及と交流拡大に努めた。さらに**昭和53年４月**、同調査会を発展的に改組し「**社団法人・北方圏センター**」（主務官庁・北海道開発庁）として発足した。以来、北方圏交流を旗印にしてシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持ち、北海道の先駆的な国際交流団体として多彩な活動を展開してきた。これらの諸活動は、単なる友好親善にとどまらず、本道の町づくりや新しい生活文化の創造の礎となって北海道の振興に寄与してきている。

近年、国際社会の相互依存関係が一層緊密化する中で、産業や経済はもとより地域社会のあらゆる面で、北方圏構想を打ちだした頃とは国際環境が著しく変貌している。とりわけ国際社会において重要な地位を占めるに至ったわが国に対する諸外国の期待は一層高まり、開発途上国などからの国際協力に関する要請が増大してきた。そうした中で、北海道はわが国の中では北米、欧州諸国ともっとも近い地域にあるばかりでなく、現在、発展の著しいアジア・太平洋地域を結ぶかなめにも位置していることから、これまでの北方圏交流を基軸として、北方圏以外の諸国と交流を展開する必要性に迫られ、**平成７年６月**に**定款の一部を変更**し、南米や東南アジアへの青年・婦人派遣、同地域からの青年受け入れを行うなど、事業の拡充強化を図っている。

また、**平成８年４月**、国際協力事業団（ＪＩＣＡ）が北海道産業の特色を生かして、開発途上国への技術協力を積極的に進めるために設置した「**北海道国際センター**」の運営管理を受託するとともに、北方圏センター独自でも開発途上国から研修員を受け入れるなど、国際協力の分野でも貢献に務めている。また、**同10年３月**、自治省から「**地域国際化協会**」の認定を受けたのを契機に国際情報拠点としての機能や、国際交流・国際協力の機能の拡充、強化に努め、北海道の中核的な国際交流団体としての役割を果たすべく、民間団体の活性化に向けた必要な事業や支援活動を展開している。

組織図



参　　与	北方圏センターの運営に関して、求めに応じて随時意見を述べる。
専門委員	北方圏センターの事業運営について、積極的に意見を寄せるほか、求めに応じて意見やアドバイスを述べる。
調査委員	北方圏に関する調査研究を分担する。

役員等

顧問

熊谷　勝弘　北海道開発局長
堀　　達也　北海道知事
湯佐　利夫　北海道議会議長
桂　　信雄　北海道市長会会長
伊藤　義郎　北海道商工会議所連合会会頭
堂垣内　尚弘　北海道体育協会会長
中野　友雄　在札幌ドイツ連邦共和国名誉領事
戸田　一夫　北海道電力相談役
土居　博昭　北方四島交流北海道推進委員会会長

会長

泉　　誠二　北海道電力会長

副会長

斎藤　　明　毎日新聞社社長
佐々木　隆人　北海道町村会会長
武井　正直　北洋銀行頭取
中田　和子　北海道女性団体連絡協議会会長
長沼　憲彦　北海道市長会理事
東　　功　北海道新聞社社長
藤田　恒郎　北海道銀行頭取
南山　英雄　北海道電力社長

副会長兼専務理事

齊藤　靖士　北方圏交流基金専務理事

常務理事

曽根　勇治　北方圏交流基金常務理事

理事

阿部　三恵　北海道国際女性協会会長
池田　　孜　読売新聞社北海道支社長
石橋　雄哉　札幌テレビ放送社長
板垣　淳一　ホクレン農業協同組合連合会代表理事・副会長
岡部　三男　北海道経済連合会専務理事
川畑　勝宣　毎日新聞社北海道支社長
木梨　芳一　北海道文化放送社長
小林　孝雄　日本放送協会札幌放送局長
薩　　一夫　前北海道観光連盟会長
杉本　　拓　北海道スウェーデン協会会長
関　　清秀　北海道大学名誉教授
高橋　　茂　北海道体育協会専務理事
滝沢　靖六　札幌貿易協会副会長
辻井　達一　北星学園大学教授
手取　貞夫　スウェーデン交流センター理事長
長沼　　修　北海道放送社長
長沼　憲彦　北海道市長会理事
浜本　孝久　北海道テレビ放送社長
藤本　　坦　朝日新聞社北海道支社長
堀北　朋雄　北海道商工会連合会専務理事
森本　正夫　北海学園理事長

監事

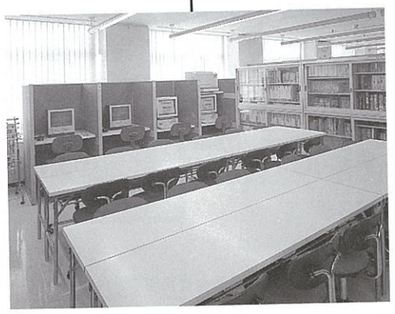
佐々木　正丞　北海道瓦斯社長
吉野　次郎　札幌銀行頭取

専門委員

赤石　知恵子　PMFボランティア「ハーモニー」会員
荒井　信雄　札幌国際大学助教授
伊藤　隆一　道都大学教授
氏家　幸演　アオイ環境(株)会長
亀石　和代　恵庭市婦人連絡協議会会長
川崎　一彦　北海道東海大学教授
川村　喜芳　北海道町村会常務理事
倉増　充啓　北の企画室室長
小林　英嗣　北海道大学大学院教授
佐々木　晴美　(社)北海道開発技術センター副会長兼専務理事
高橋　揆一郎　作　家
丸山　真智子　(株)スズケン　ウェルネス事業部副部長

施　設

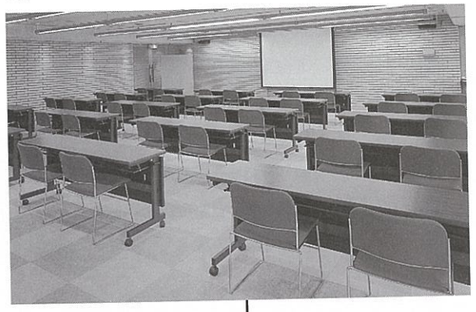
北方圏センターは、国際会議場をはじめ次のような施設を整えており、各種の会議、会合等に利用されている。また、図書資料室、図書閲覧室も広く活用されている。ラウンジは北方圏センター会員の交流の場として、また、レストランは一般に開放されており、会議室やレストランではレセプションもできるようになっている。





□図書資料／資料閲覧室

6基の電動書架と資料戸棚に、北方圏諸国を中心とした各種国際関連の図書・視聴覚資料を収蔵している。また、北海道内外の国際交流・国際協力団体の資料を取り揃えており、インターネットやビデオが利用(無料)できる閲覧ブースも設置している。資料閲覧室16席、閲覧ブース4席。

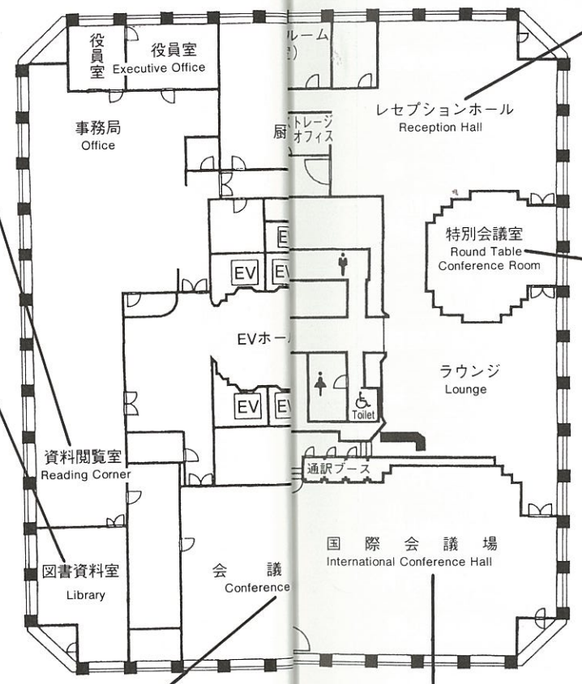


□会議室(96席)

壁は道産白れんが。

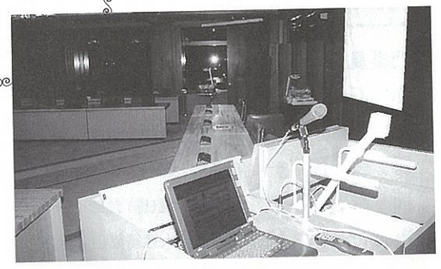
映写装置（ビデオプロジェクター、16ミリ、スライド、OHP）完備。また録音もできる。

100～120名の立食レセプションも可能。



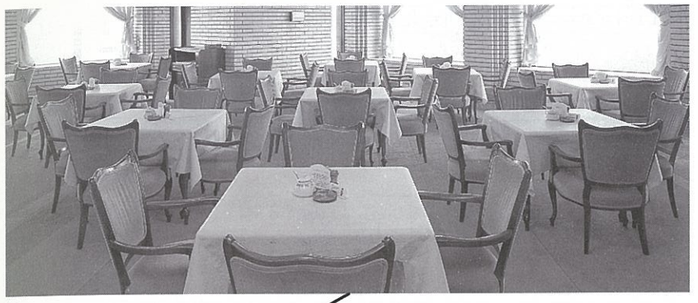
マルチメディア対応　会議室にはパソコンの画面を投影するビデオプロジェクターや写真等をそのまま映し出せるマルチメディアプレゼンター等、様々な映像機器を備え付けている。

またインターネット回線にも接続が可能。



白レンガ　道産で、北方圏センター初使用。「北方圏」を象徴する白だが、黄色がかっているので、むしろ、ぬくもりを感ずる。原料は、60%が長石、陶石、ろう石で、40%が陶土。焼成熱度は、電気炉で摂氏1,350度。

□レセプションホール　レストランプリンス　17卓70席。立席で100～130名のレセプションもできる。ほかに個室3室(レセプションルーム)



オープン：昭和54.1.25

国際会議場(41～72席)	235㎡
通訳ブース・クローク	21
会議室(96席)	144
特別会議室(16～22席)	73
ラウンジ(20席)	150
資料閲覧室(16席)	41
図書資料室・委員室	52
機器調整室	14
映写室	17
レセプションホール(70席)	190
レセプションルーム(3室)	64
厨房	122
エレベーターホール	79
役員室	47
事務局	231
その他	254
計	1,734

札幌市中央区北3条西7丁目(道庁別館12階)

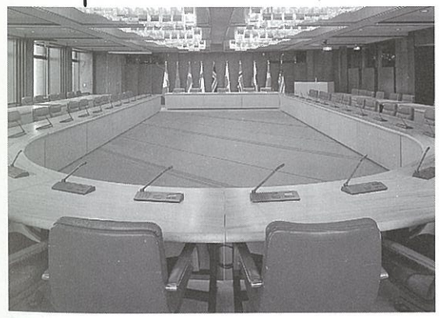


□特別会議室(16席とオブザーバー用6席)

青緑丹銅板製の大ドアで、ラウンジにもレストランにも通ずる。雪の結晶型（8角形）のデラックスルーム。白クロス張りの壁と天井で落ち着いた雰囲気。直径4メートルの円形テーブルは、道産カラマツの木工集成材製品。

□ラウンジ

壁は、道産白れんが。横積みの面に、割って焼成熱度の浸透差による色の濃淡が見えるれんがを、モザイク風に飾り込んである。



□国際会議場(41席とオブザーバー用椅子31席)

ドアと壁は青緑丹銅板製、天井は赤クロス張り。馬蹄形のテーブルは、道産ナラの集成材。窓には電動ブラインドが装置されている。

同時通訳装置、モニターTV、ビデオプロジェクター、録音装置完備。

※カッコ内料金は法人会員料金

施設名	時間帯料金表(税込) A 9～12時	B 13～17時	C 18～20時	D 9～20時
国際会議場	円 36,000 (25,200)	円 48,000 (33,600)	円 42,000 (28,800)	円 120,000 (84,000)
特別会議室	18,000 (12,000)	21,600 (14,400)	19,200 (13,200)	54,000 (36,000)
会議室	28,800 (19,200)	36,000 (25,200)	31,200 (21,600)	90,000 (60,000)

※ビデオプロジェクター、OHP等備品については、別途有料にて貸し出し。

社団法人 北方圏センター

平成11年度：一般会計収支決算

（収入の部）　　（単位：円）

科目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	決算額	増減	摘要
会費収入	43,000,000	0	43,000,000	41,289,743	1,710,257	
補助金収入	211,373,000	△ 6,812,000	204,561,000	186,480,120	18,080,880	
北海道補助金	208,673,000	△ 6,812,000	201,861,000	183,508,000	18,353,000	運営事業費、地域国際化協会事業費
その他補助金	2,700,000	0	2,700,000	2,972,120	△ 272,120	自治体国際化協会等
負担金収入	19,220,000	0	19,220,000	18,585,886	634,114	レセプションホール施設管理負担金 青年・婦人国際交流派遣事業負担金等
施設利用料収入	11,000,000	0	11,000,000	10,294,900	705,100	会議室利用料等
事業収入	147,838,000	△ 3,755,000	144,083,000	151,996,902	△7,913,902	
調査研究収入	19,300,000	△ 2,000,000	17,300,000	17,784,064	△ 484,064	調査研究受託・助成（４件）
北方圏誌収入	8,614,000	0	8,614,000	8,531,533	82,467	北方圏誌広告料、北方圏誌頒布
北方圏交流研修収入	14,615,000	△ 1,755,000	12,860,000	13,171,665	△ 311,665	外国研修生受入事業受託（２件）
海外研修員受入事業収入	72,597,000	0	72,597,000	72,295,707	301,293	海外技術研修員受入事業受託（２件）
地元施設利用料収入	22,191,000	0	22,191,000	29,692,933	△7,501,933	国際センター地元施設利用料
国際センター情報整備事業収入	10,521,000	0	10,521,000	10,521,000	0	国際センター図書資料室運営受託
積立金取崩収入	2,954,000	0	2,954,000	2,954,000	0	
雑収入	1,080,000	0	1,080,000	1,880,761	△ 800,761	預金利子等
当期収入合計(A)	436,465,000	△10,567,000	425,898,000	413,482,312	12,415,688	
前期繰越収支差額	10,764,228	0	10,764,228	10,764,228	0	
収入合計(B)	447,229,228	△10,567,000	436,662,228	424,246,540	12,415,688	

（支出の部）　　（単位：円）

科目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	決算額	増減	摘要
管理費	147,642,000	△ 2,270,000	145,372,000	144,857,322	514,678	
人件費	102,925,000	0	102,925,000	99,356,699	3,568,301	常勤役員報酬、職員給与、福利厚生等
事務費	15,349,000	0	15,349,000	13,846,819	1,502,181	運営費
総会等費	3,077,000	0	3,077,000	2,710,292	366,708	定例会開催、広報事業費
施設管理費	23,588,000	△ 2,270,000	21,318,000	20,240,512	1,077,488	施設改修費、光熱費等
積立金	2,703,000	0	2,703,000	8,703,000	△ 6,000,000	退職給与引当金、施設整備積立金
事業費	298,048,000	△ 8,297,000	289,751,000	267,487,358	22,263,642	
情報収集提供事業費	2,561,000	13,795,000	16,356,000	16,443,567	△ 87,567	資料収集整備 国際情報ネットワーク事業
調査研究費	17,575,000	△ 1,804,000	15,771,000	15,410,260	360,740	受託・助成調査（４件）、研究事業費
北方圏誌費	15,003,000	0	15,003,000	13,992,802	1,010,198	北方圏誌発行、送付費用
出版費	1,310,000	0	1,310,000	1,099,658	210,342	年報発行費
講演会等費	4,480,000	0	4,480,000	3,651,015	828,985	セミナー等開催費
交流費	51,484,000	△ 1,084,000	50,400,000	38,454,134	11,945,866	留学生支援事業 海外派遣・受入事業 交流団体会議 交流事業主催・共催費
北方圏交流研修費	12,798,000	△ 2,464,000	10,334,000	10,304,282	29,718	外国研修生受入事業（２件）
国際センター利用促進費	114,467,000	△17,391,000	97,076,000	89,411,933	7,664,067	国際センター利用促進のための施設借上料
国際協力推進費	6,523,000	651,000	7,174,000	7,174,000	0	国際協力情報収集・提供事業 国際理解促進事業 国際センター情報整備事業
海外研修員受入事業費	71,847,000	0	71,847,000	71,545,707	301,293	海外技術研修員受入事業（２件）
予備費	1,539,228	0	1,539,228	0	1,539,228	
当期支出合計(C)	447,229,228	△10,567,000	436,662,228	412,344,680	24,317,548	
当期収支差額(A－C)	△10,764,228	0	△10,764,228	1,137,632	△11,901,860	
次期繰越収支差額(B－C)	0	0	0	11,901,860	△11,901,860	

社団法人 北方圏センター

平成12年度：一般会計収支予算

（収入の部）　（単位：円）

科目	予算額	前年度予算額(最終)	増減	摘要
会費収入	42,000,000	43,000,000	△ 1,000,000	法人・個人会員
補助金収入	196,074,000	204,561,000	△ 8,487,000	
北海道補助金	193,974,000	201,861,000	△ 7,887,000	運営事業費、地域国際化協会事業費
その他補助金	2,100,000	2,700,000	△ 600,000	自治体国際化協会
負担金収入	11,800,000	19,220,000	△ 7,420,000	レセプションホール施設管理負担金 海外派遣事業参加者負担金等
施設利用料収入	11,000,000	11,000,000	0	会議室利用料等
事業収入	146,549,000	144,083,000	2,466,000	
調査研究収入	18,400,000	17,300,000	1,100,000	調査研究受託・助成（４件）
北方圏誌収入	8,671,000	8,614,000	57,000	北方圏誌広告料、北方圏誌頒布代金
北方圏交流研修収入	12,815,000	12,860,000	△ 45,000	外国研修生受入事業受託（２件）
海外研修員受入事業収入	74,198,000	72,597,000	1,601,000	海外技術研修員受入事業受託（３件）
地元施設利用料収入	22,875,000	22,191,000	684,000	国際センター地元施設利用料
国際センター情報整備事業収入	9,590,000	10,521,000	△ 931,000	国際センター図書資料室運営受託
積立金取崩収入	2,954,000	2,954,000	0	
雑収入	1,800,000	1,080,000	720,000	預金利子等
当期収入合計(A)	412,177,000	425,898,000	△13,721,000	
前期繰越収支差額	11,901,860	10,764,228	1,137,632	
収入合計(B)	424,078,860	436,662,228	△12,583,368	

（支出の部）　（単位：円）

科目	予算額	前年度予算額(最終)	増減	摘要
管理費	142,986,000	145,372,000	△ 2,386,000	
人件費	103,886,000	102,925,000	961,000	常勤役員報酬、職員給与、福利厚生費
事務費	12,435,000	15,349,000	△ 2,914,000	運営費
総会等費	2,956,000	3,077,000	△ 121,000	定例会開催、広報事業費
施設管理費	19,006,000	21,318,000	△ 2,312,000	施設改修費、光熱費等
積立金	4,703,000	2,703,000	2,000,000	退職給与引当金、施設整備積立金
事業費	279,150,000	289,751,000	△10,601,000	
情報収集提供事業費	19,674,000	16,356,000	3,318,000	資料収集整備 国際情報ネットワーク事業
調査研究費	19,026,000	15,771,000	3,255,000	受託・助成調査（４件）、研究事業費
北方圏誌費	15,086,000	15,003,000	83,000	北方圏誌発行費、送付費用
出版費	1,214,000	1,310,000	△ 96,000	年報発行費
講演会等費	5,814,000	4,480,000	1,334,000	国際理解講演会 国際流氷シンポジウム 国際理解講座
交流費	34,222,000	50,400,000	△16,178,000	留学生支援事業 海外派遣事業 海外訪問団受入事業 アルバータ州青年受入事業 交流団体会議 国際ボランティア支援事業 各種交流推進事業
北方圏交流研修費	10,587,000	10,334,000	253,000	外国研修生受入事業（２件）
国際センター利用促進費	94,802,000	97,076,000	△ 2,274,000	国際センター利用促進のための施設借上料
国際協力推進費	5,327,000	7,174,000	△ 1,847,000	国際協力情報収集提供事業 国際理解促進事業 国際センター情報整備事業
海外研修員受入事業費	73,398,000	71,847,000	1,551,000	海外技術研修員受入事業（３件）
予備費	1,942,860	1,539,228	403,632	
当期支出合計(C)	424,078,860	436,662,228	△12,583,368	
当期収支差額(A－C)	△ 11,901,860	△ 10,764,228	△ 1,137,632	
次期繰越収支差額(B－C)	0	0	0	

社団法人 北方圏センター

平成11年度:特別会計収支決算

〔収入の部〕 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
施設借上料収入	114,467,000	89,411,933	25,055,067	国際センター利用促進のための施設借上料
施設利用料収入	157,391,000	180,782,995	△23,391,995	国際協力事業団技術研修員宿泊料
負担金収入	30,870,000	32,531,951	△ 1,661,951	施設維持管理費等負担金
研修等収入	191,342,000	201,994,676	△10,652,676	
研修事業収入	95,110,000	103,489,071	△ 8,379,071	技術研修業務受託料
研修付帯事業収入	96,232,000	98,505,605	△ 2,273,605	研修付帯業務受託料
当期収入合計(A)	494,070,000	504,721,555	△10,651,555	
前期繰越収支差額	9,918,000	9,917,694	306	
収入合計(B)	503,988,000	514,639,249	△10,651,249	

〔支出の部〕 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
管理費	62,812,000	61,282,345	1,529,655	
人件費	62,812,000	61,282,345	1,529,655	職員給与・福利厚生費等
運営費	314,771,000	316,873,032	△ 2,102,032	
運営管理費	314,771,000	316,873,032	△ 2,102,032	施設維持管理委託料、光熱水費 事務機器使用料、通信費等
研修費	126,405,000	134,767,321	△ 8,362,321	
研修事業費	79,697,000	85,250,173	△ 5,553,173	技術研修業務実施経費
研修付帯費	46,708,000	49,517,148	△ 2,809,148	オリエンテーション、日本語研修、 福利厚生業務実施経費
当期支出合計(C)	503,988,000	512,922,698	△ 8,934,698	
当期収支差額(A－C)	△ 9,918,000	△ 8,201,143	△ 1,716,857	
次期繰越収支差額(B－C)	0	1,716,551	△ 1,716,551	

社団法人 北方圏センター

平成12年度:特別会計収支予算

〔収入の部〕 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
施設借上料収入	94,802,000	114,467,000	△19,665,000	国際センター利用促進のための施設借上料
施設利用料収入	178,112,000	157,391,000	20,721,000	国際協力事業団技術研修員宿泊料
負担金収入	31,786,000	30,870,000	916,000	施設維持管理費等負担金
研修等収入	194,000,000	191,342,000	2,658,000	
研修事業収入	98,000,000	95,110,000	2,890,000	技術研修業務受託料
研修付帯事業収入	96,000,000	96,232,000	△ 232,000	研修付帯業務受託料
当期収入合計(A)	498,700,000	494,070,000	4,630,000	
前期繰越収支差額	1,717,000	9,918,000	△ 8,201,000	
収入合計(B)	500,417,000	503,988,000	△ 3,571,000	

〔支出の部〕 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
管理費	66,345,000	62,812,000	3,533,000	
人件費	66,345,000	62,812,000	3,533,000	職員給与、福利厚生費等
運営費	306,572,000	314,771,000	△ 8,199,000	
運営管理費	306,572,000	314,771,000	△ 8,199,000	施設維持管理委託料、光熱水費、 事務機器使用料、通信費等
研修費	127,500,000	126,405,000	1,095,000	
研修事業費	78,000,000	79,697,000	△ 1,697,000	技術研修業務実施経費
研修付帯費	49,500,000	46,708,000	2,792,000	オリエンテーション、日本語研修、 福利厚生業務実施経費
当期支出合計(C)	500,417,000	503,988,000	△ 3,571,000	
当期収支差額(A－C)	△ 1,717,000	△ 9,918,000	8,201,000	
次期繰越収支差額(B－C)	0	0	0	

事業部

事業部は国際会議やセミナー・講演会等の開催、及び各種の交流事業の実施を通じて、北方圏諸国等との交流推進と相互理解を深める活動を中心として、平成11年度は次の通り事業を実施した。

国際会議

第15回北方圏国際シンポジウム「オホーツク海＆流氷」

紋別市、オホーツク海・氷海研究グループと共催して、アメリカ、ロシア等７カ国25名の海外研究者と国内の研究者を招いて、海洋及び流氷、氷海に関する国際シンポジウムを開催した。

（２月６日～10日・紋別市）

講演会・セミナー等

国際理解講演会「カナダから見た日本・北海道」

早来町〔共催：早来町、同町教育委員会。協賛：(財)自治総合センター〕でカナダ・バンクーバー在住の菊池徹氏を講師に迎え、カナダの多様文化主義とそこから生まれた理念について日本との比較をし、カナダへの理解を深めた。

（６月３日・早来町民センター）

国際理解講演会「メガネの奥からのぞいた日本・北海道」

江差町〔共催：江差町・同町教育委員会・江差国際交流協会、協賛：(財)自治総合センター〕と長万部町〔共催：長万部町・同町教育委員会・長万部国際交流センター、協賛：(財)自治総合センター〕の２カ所で開催。講師のケント・デリカット氏は、北海道に宣教師として初来日した経験や、身近な国際理解について外国人の視点から語った。

（７月14日・江差町文化会館／
７月15日・長万部町学習文化センター）



国際理解講演会「国際人（くにぎわじん）として生きる、私たち“地球人”」

小樽市〔共催：小樽市同市教育委員会、協賛：(財)自治総合センター〕と恵庭市〔共催：恵庭市・同市教育委員会、協賛：(財)自治総合センター〕の２カ所で開催。講師の野中ともよ氏は、私たち一人ひとりが「地球人」という視点に立って外国人と交流をすること、特色ある地域づくりをすることが大切であることを語った。（10月13日・小樽国際ホテル／10月14日・恵庭市民会館）



フィンランドセミナー「北欧フィンランドの先住民族サーミに学ぶ」

北海道フィンランド協会と共催してイナリ・サーミ博物館館長タルモ・ヨンパネン氏とフィンランド・サーミ議会議長ペッカ・アイキオ氏を講師に「北欧フィンランドの先住民族サーミに学ぶ」をテーマにセミナーを開催した。

（10月12日・北方圏センター国際会議場）

スウェーデンセミナー「高齢化社会に向けてのスウェーデン福祉制度」

スウェーデン交流センターと共催してスウェーデン文化交流協会副会長のアンキ・ダーリン女史を講師に「高齢化社会に向けてのスウェーデン福祉制度」のセミナーを開催した。

（５月18日・北方圏センター国際会議場）

ノルウェー大使夫人「デュオ・リサイタル」

札幌商工会議所、札幌国際プラザ、在札幌ノルウェー王国名誉領事館と共催して、エレン・ビョルネビー氏（ノルウェー王国大使夫人）のフルートと三宅美子氏のハープの演奏による「デュオ・リサイタル」を開催した。

（４月30日・コンサートホールKitara）

国際交流定例懇談会

北海道国際婦人協会と共催して、北海道在住及び来道の外国人をゲストに招き、国際交流定例懇談会を５回開催した。（北方圏センター会議室）

北海道カーリング選手権大会 兼アルバータ杯カーリング大会

全道各地から32チーム（男子24、女子８）が参加して開催された第19回北海道カーリング選手権大会兼アルバータ杯カーリング大会を、北海道カーリング協会ほかと共催した。（２月10～13日・常呂町）

交　流

留学生交流支援「ふれあいトークin北海道」

北海道で学ぶ留学生に、道内各地域の人々との交流や地域の自然や産業・文化への理解を深めることを目的に、札幌圏の留学生を中心と地域の留学生を中心とした事業の２回を開催した。

札幌圏の留学生11カ国27名が参加した幌加内町の事業では、幌加内高校での生徒の指導により「ソバ打ち」の体験、宿泊施設の「まどか」では朝日中学校の生徒とのゲームやスポーツなどで交流を深めた。（11月５日～７日・幌加内）



北見・帯広地区在住の留学生６カ国12名が参加した足寄町の事業では、足寄高校で生徒の指導により弓道や茶道を体験するとともに生徒との交流会に出席。また、足寄町雌阿寒太鼓保存会による、和太鼓の実演・体験指導を受けた。

（２月４日～６日・足寄町）



国際交流ふれあい事業

北海道で学ぶ留学生が、道内各地で四季折々に繰り広げられる地域イベントへの参加と地域の人々との交流や親善を図ることを目的に、石狩・空知・上川支庁管内の留学生に呼びかけ、６カ国22名が参加した。「和寒町国際交流の会」と共催、和寒町、同教育委員会等の後援を得て１泊２日のホームステイを実施し、「わっさむ極寒フェスティバル」にはホストファミリーとともに参加、地域の人々との交流や親善を深めた。（２月11日～13日・和寒町）

また、内外学生センターと共催して、北海道で学ぶ留学生とその家族を対象に、道内各地の産業施設や文化施設の視察・見学を通して、北海道への理解を一層深めてもらうことを目的として開催した「白老ポロトコタン及びトヨタ自動車苫小牧工場の見学会」には、17カ国76名が参加した。

（11月23日・白老町、苫小牧市）



第15回湧別原野オホーツク100km クロスカントリースキー大会

同実行委員会と共催して、北海道在住外国人（留学生を含む）７カ国13名の参加をアレンジし、地域の国際交流事業に協力した。（２月26日～27日）



北方圏センター会員北欧派遣

北方圏センター会員２名を「北欧の旅」に派遣、北方圏諸国の一層の理解を促した。

（７月26日～８月２日）

北方圏交流研修

ロシア極東の企業経営指導者育成支援事業（第８回）

北海道からの委託事業として、ロシア極東の沿海地方、ハバロフスク地方、及びサハリン州から『金融』関係の経営指導者８名を受け入れた。市場経済システム等についての理解を図ることを目的に、東京での研修（通商産業省主催）を４日間、及び北海道で、経済・行政等の２講義と金融機関等の５カ所を訪問し、現場研修や見学を実施した。

（８月25日～９月６日）



ロシア連邦等日本センター成績優秀者招へい業務（第５回）

ロシア連邦等に対する技術的支援の一環として、支援委員会、及び(財)日本国際協力センターからの委託事業として、ロシア連邦等の人材育成のため日本国政府により設立された、ウラジオストク、ハバロフスク、サハリン、キルギス共和国の各日本センター「日本語講座」の受講生から成績優秀者を選抜・招聘し、日本文化・社会に対する理解と語学力（日本語）の向上、及び日本での実践的な知識を習得してもらうことを目的として、本年度は13名を受け入れ、講座、企業視察、日本文化体験など各種の研修を実施した。（12年４月３日～４月12日）



全員外国は初めてという研修生の「日本の印象」と題する作文（日本語）から〈抜粋〉

日本へ行くのは私のゆめでした。私は日本へはじめて来ました。たくさん新しい感想をもらいました（**ハバロフスク・女性**）。札幌へついて、冬をみていい気持ちになった。ロシアみたいだから（**ウラジオストク・女性**）。ホームステイをしたのはとてもうれしかったです。本当にさようならを言いたくなかった（**キルギス・女性**）。いま、北海道は寒いのに北海道の人々のこころがあついです（**ウラジオストク・女性**）。

日本はどちらへいってもだれと出会っても皆ご親切です。私と日本との出会いは夢らしい（**ハバロフスク・女性**）。ロシアに帰ったらさびしくなるにちがいありません（**ウラジオストク・男性**）。

日本語の知識を使って、自由に話せるようになってとてもうれしいです。もっと勉強しなければならないのがわかりました（**キルギス・女性**）。外国の良い点を察して、国に帰ってからその点を語り、私達の生活の中にも取り入れるよう求める（**モスクワ・男性**）。今心の中にたくさんあたたかい気持ちを持っています（**キルギス・女性**）。（原文のまま）

国際交流団体との連携

国際交流団体連絡会議（第４回）

国際交流基金との共催で「道北圏」及び「オホーツク圏」の国際交流団体から14団体18名の参加を得て開催。(財)日本国際センター・毛受敏浩氏の「国際交流の新たな潮流とネットワーク」と題する講演に続いて、国際交流基金の事業紹介、また、北海道の国際化の推進についての紹介がそれぞれあり、出席団体による「活動状況」、「道内国際交流団体のネットワーク形成に向けて」などを話題に意見交換を行った。（７月23日・旭川ターミナルホテル）

調査研究部

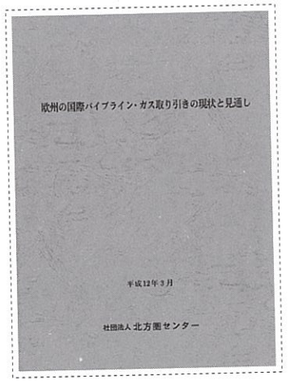
平成11年度は、下記の外務省、道内主要市等の協賛、ＮＩＲＡ(総合研究開発機構）助成等の調査研究を実施し、それぞれ報告書を作成したほか、北海道と米国マサチューセッツ州との科学技術研究交流事業、通称「ＭＩＦプロジェクト」の水産関連の研究者によるワークショップを北海道で初めて開催した。

調査研究事業

外務省委託調査

「欧州の国際パイプライン・ガス取り引きの現状と見通し」

欧州における天然ガスパイプラインの現状と、主にロシアから欧州へ輸送される天然ガスの取り引きにおける国家間あるいは民間レベルでの、法制度、枠組み、契約形態等について調査を実施し、報告書を提出した。

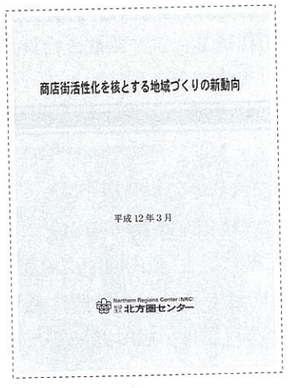




道内主要市協賛調査

「商店街活性化を核とする地域づくりの新動向」

近年求心力を失ってきている中心市街地商店街の活性化策について、米国、道内外の先進的な事例、新しい動き等について調査を実施し、道内地方自治体への具体的な提言を行い、報告書を提出した。





ＮＩＲＡ（総合研究開発機構）助成研究

「農村女性の生活自立―起業的経済活動とその支援策について」

「女性が活躍する地域社会」という共通テーマを受け、道内において積極的に地域づくり、地域活性化に取り組んでいる農村女性にスポットをあて、現地調査を通じて、地域社会とのパートナーシップ構築についての具体的な提言を行い、報告書を提出した。





ＭＩＦプロジェクト

米州開発銀行・多数国間投資基金（ＭＩＦ）を活用し、米国のＭＣＥ、チリのＦＣと共同で取り組むＭＩＦプロジェクトで、本道初のワークショップが２週間にわたって開かれた。また本来目的である、北海道と米国マサチューセッツ州の科学技術における共同研究交流を伴う、「ブドウ種子抽出プロジェクト」も始動した。





《情報収集提供事業》

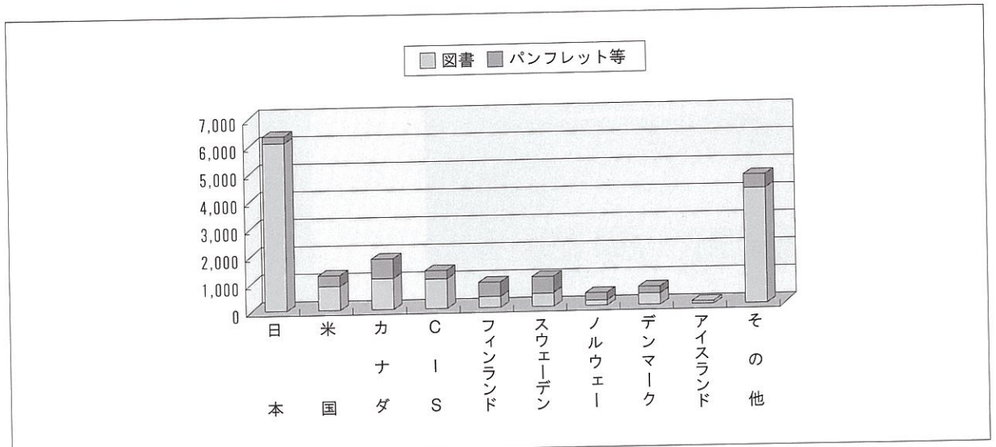
1．資料の整備事業

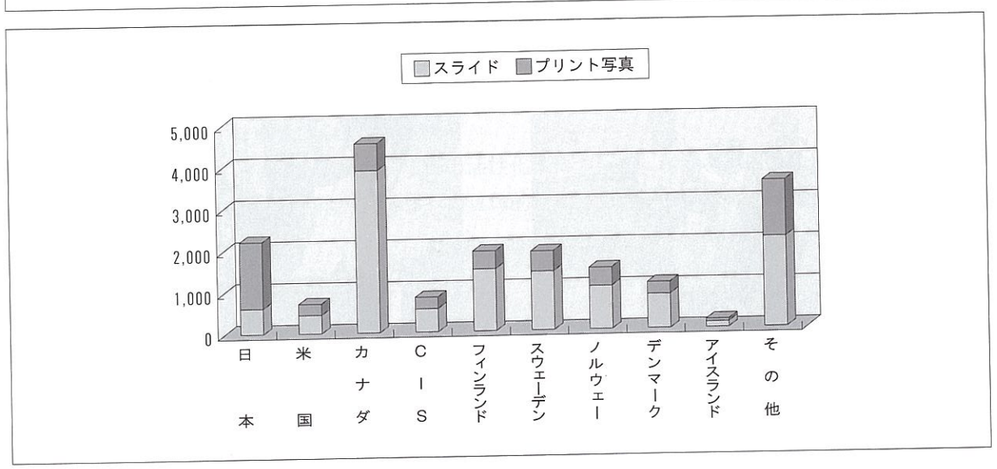
(1) 図書・資料の整備

平成11年度末現在、北方圏地域に関する文献等は、図書14,907冊、パンフレット等3,945点、スライド12,690点、写真5,861点となった。

図書・資料等収蔵状況　　平成12年３月31日現在

区　分	日本	米国	カナダ	ＣＩＳ	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	アイスランド	その他	計
図　書	6,090	882	1,119	1,079	400	486	211	418	31	4,191	14,907
パンフレット等	285	389	738	335	530	632	280	249	35	472	3,945
ス　ラ　イ　ド	634	455	3,916	577	1,509	1,416	1,048	826	144	2,165	12,690
プリント写真	1,596	273	653	264	420	512	452	290	70	1,331	5,861





(2) 視聴覚資料の整備

平成11年度末現在、北方圏地域に関する視聴覚資料は、映画フイルム（16㎜）51点、ビデオテープ118点、他ＣＤ、ＣＤ-ＲＯＭ等を含め合計231点となった。これら資料の貸し出しを行った。

2．ホームページ「北海道国際情報ネットワーク」の開設

平成12年３月21日北方圏センターホームページ「北海道国際情報ネットワーク」を開設した。

北海道内の各種国際交流・協力情報、海外情報、在住外国人への生活情報等を提供する。

特に、北方圏センター会員専用コーナーでは、意見交換ボード、北方圏センターの出版物リスト、季刊誌「北方圏」の創刊号からの記事全文を検索・閲覧できる機能をそなえたページ等を設けている。

また、道内で開催される国際交流・協力等に関する行事やイベントを主催者が自ら書き込み、行事のＰＲや参加者の募集などを行う場を提供し、登録データーは北海道の国際交流のデーターベースとする「イベント登録システム」を導入した。



北方圏センターのホームページアドレス　http://www.nrc.or.jp

出版部

11年度は、国際交流情報を紹介する季刊誌「Hoppoken」、国際協力情報紙「であい」、北方圏センターと北方圏交流基金の概要をまとめた「'99年報」を発行し、会員をはじめ国際交流・協力団体、市町村、大学・研究機関、来訪者に提供した。

季刊誌「Hoppoken」（北方圏）

北方圏地域を中心とした諸外国の生活、文化、経済、学術など、さまざまな分野の情報を紹介する季刊誌「Hoppoken」（北方圏）を第107号から110号まで各4,000部を発行、会員をはじめ交流団体など関係機関に配布した。

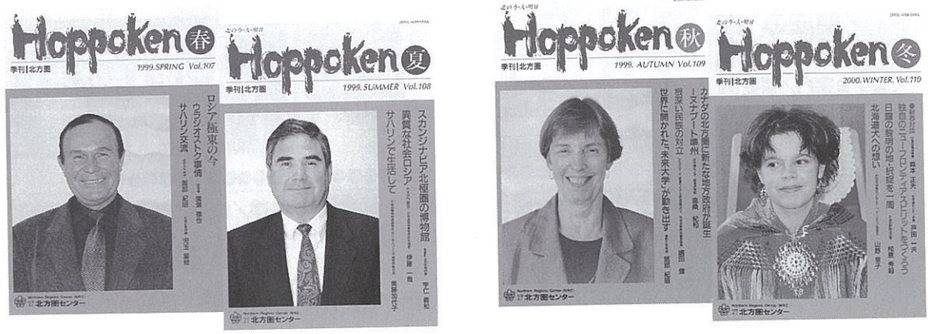
＜各号の主な記事＞

107号（春季号）
◆**特集「ロシア極東の今」**▽ウラジオストク事情（廣瀬徹也・ウラジオストク総領事）▽サハリンのマイノリティは今（飯部紀昭・道都大学教）▽100ルーブルより100人の友（児玉里絵・北海道農政課）▽トナカイ牧畜狩猟民エベンの世界㊤（田口洋美・狩猟文化研究所）◆北海道型住宅を考える㊤（佐藤勝泰・道都大学短期大学教授）◆冬の健康づくりと運動（須田力・北海道大学教育学部教授）◆続・北米の道路事情（高桑紀和・北方圏センター調査研究部）◆ヨーロッパの路面電車（加藤建一・北海道交通企画課）◆カメラの王様ハッセルブラッド（藤村勇一・ジェトロ輸入車プロジェクト事務局調査役）◆ちょっと覗いてみたミャンマー（佐藤ハワード文子）

108号（夏季号）
◆スカンジナビア北極圏の博物館（宇仁義和・斜里町立知床博物館）◆異質な社会ロシアーモスクワ断章（伊藤一哉・北海道新聞東京支社外報部）◆サハリンで生活して（美藤加代子・北海道貿易物産振興会ユジノサハリンスク事務所副所長）◆なぜモンゴルなのか（横井朗・北海道モンゴル親善協会）◆外から見たニッポン（田中勉・カナダ在住ツアーガイド）◆トナカイ牧畜狩猟民エベンの世界㊦◆インカの国から一遺跡とワカチーナのこと（石塚睦・ペルー国立地球物理学研究所アンコン観測所長）◆北海道型住宅を考える㊥◆北方圏の仲間がサンタクロースの町でフォーラム開催（村井悟・北海道国際課）

109号（秋季号）
◆カナダの北極圏に新たな地方政府が誕生ーヌナブート準州（高桑紀和）◆シルクロード・新疆ウイグル自治区を行く（嶋田健・北海道新聞社編集委員）◆世界に開かれた「未来大学」が動き出す（飯部紀昭）◆国際協力と自治体の参加（杉岡昭子・北海道教育大学講師）◇北海道型住宅を考える㊦◆国際協力が進むラオスから（山下健一・国際協力事業団派遣員）

110号（冬季号）
◆**新春対談**「独自のニューフロンティアスピリットをつくろう」（森本正夫・北海学園理事長、戸田一夫・北方圏センター会長）◆日露の黎明の地・択捉を一周㊤（相原秀起・北海道新聞社記者）◆サハリンの社会と人々㊤（安田恵史・北海道貿易経済交流課課長補佐）◆北海道犬への想い（山野幸子・日本国際協力センター広報部長）◆ノルウェーの障害者スポーツと福祉（大橋照美・元オスロ大学留学生）◆北方圏センター会員招待・北欧紀行◆北海道婦人国際交流派遣◆モスクワ、サンクトペテルブルグ美の旅（阿部三恵・北海道美術館協力会理事）



国際協力情報紙「であい」

国際協力や開発途上国について道民の理解を深めるために、北方圏センター、札幌、帯広の北海道国際センターや道内の国際協力団体の活動を紹介する季刊紙「であい」を13号から16号まで各3,000部を発行、道内の国際協力団体や自治体、関係機関に配布した。13号から国際協力事業団北海道国際センターからの情報を提供する「JICAだより」を増ページして掲載した。

＜各号の主な記事＞

夏季号 Vol.13
（リニューアル記念号）◇特集：「国際協力」北海道から世界へ〔寄稿・JICA北海道国際センター小森毅所長〕道内の機関、団体の事例◇道内NGO：「イリマニの会」◇研修員に聞くーお国自慢あれこれ〔アレクサンダー・ブラゼフスキーさん（マケドニア共和国）〕◇JICAだより：精進川に学ぶ◇LIBRARY INFORMATION◇北方圏センターだより

秋季号 Vol.14
◇特集：市民と研修員の交流〔帯広国際センター研修員の帰国後も続く市民との交流２例〕◇道内NGO：「フィリピン耳の里親会」◇研修員に聞くーお国自慢あれこれ〔クラウディア・シャルパンティエさん（コスタリカ）〕◇JICAだより：マレーシアからの手紙◇LIBRARY INFORMATION◇北方圏センターだより：「国際協力フェスタ」開催のお知らせ

冬季号 Vol.15
◇特集：「北海道国際協力フェスタ'99」開催〔札幌会場：国際協力セミナー「ラオスの教育事情」（チャンタソン氏）〕〔帯広会場：国際協力講演会「息子から引き継いだもの」（中田武仁氏）〕◇研修員に聞くーお国自慢あれこれ〔サブリーン・ナシャバットさん（パレスチナ）〕◇JICAだより：ODA民間モニターの目で見た国際協力事例　国際協力相談コーナー開設のお知らせ◇LIBRARY INFORMATION◇北方圏センターだより：中空知の中学生との国際理解促進事業を開催

春季号 Vol.16
◇特集：国際理解教育の目指すもの〔寄稿・「国際協力の芽を育てる国際理解教育を」北海道教育大学大津和子教授〕〔北方圏センターの国際理解教育〕◇道内NGO：「さっぽろ地球っ子プロジェクト」◇研修員に聞くーお国自慢あれこれ〔ダーリィア・ディニヤティさん（インドネシア共和国）〕◇JICAだより：「第一回国際協力連絡協議会」開催◇LIBRARY INFORMATION◇北方圏センターだより：国際協力セミナー（緑の地球ネットワーク）



「'99年報」

（社）北方圏センター、（財）北方圏交流基金、北海道国際センターの組織概要や前年度の各部事業実績などをまとめた「'99年報」を3,500部作成、会員のほか国際交流団体など関係団体、センター来訪者などに提供した。



国際協力部

平成11年度は、「国際協力セミナー」「国際協力推進団体との懇話会」を開催したほか、「国際理解促進事業」「自治体職員協力交流事業」、さらに新規事業として「海外技術研修員受入事業」を実施した。また、道民の国際協力に対する理解を深める場として「北海道国際協力フェスタ'99」に参加した。
そのほか、日常的に国際センターの管理運営を行うとともに、国際協力に関する文献、インターネットを利用した情報収集体制の整備を進めた。平成12年度から、新たに北海道より「サハリン北海道人会子弟等技術研修員受入事業」の委託を受け、２名の研修員を受け入れる。

1 文献、パソコンネットによる情報収集

各種照会等に対応するため、国際協力関係機関や団体が発行する定期刊行物をはじめ、国際協力に関する文献、途上国の国情等に関する情報収集及びインターネットを利用した情報収集を行い、ホームページで提供できるよう整備を進めた。

2 国際協力セミナーの開催

国際協力活動についての理解を深めるため、道内のＮＧＯや一般道民を対象に、道外のＮＧＯ団体代表者や・外務省職員等を講師に招いてセミナーを開催した。



タイトル	講師	開催日時	参加者数	会場
国際協力の現状と外務省のNGO支援策	外務省経済協力局民間援助支援室 新井　清之氏	1999年7月3日	45名	(財)札幌国際プラザコンベンションホール
心を豊かにする国際協力～ラオスの教育事情～	ラオスのこどもに絵本を送る会代表 チャンタソン・インタヴォン女史	1999年10月17日	50名	北海道国際センター(札幌) ブリーフィングルーム
今、なぜ国際ボランティアか	国連ボランティア名誉大使 中田　武仁氏	1999年11月5日	130名	十勝プラザ視聴覚室
水・土・緑からみた中国～NGO活動の最前線から～	緑の地球ネットワーク事務局長 高見　邦雄氏	2000年1月31日	57名	(社)北方圏センター会議室
ネットワークの魅力と必要性～関西の実践から～	関西国際交流団体協議会 有田　典代女史	2000年3月4日	34名	経済センター商工会議所Bホール

3 国際協力推進団体との懇話会の開催

懇話会の開催に並行して、昨年度から議論されてきた「ＮＧＯ間のネットワーク」への動きが活発になり、７月には設立準備会、10月の国際協力フェスタの開催、そしてついに３月には設立総会が行われ、「北海道ＮＧＯネットワーク協議会」が発足することとなった。総会と同時に開催した懇話会では、今後の懇話会のあり方や、北方圏センターとしてどのようにネットワークへ支援していくかについて、協議した。



議題	開催日時	参加団体	会場
・国際協力フェスタについて ・ＮＧＯ間のネットワークについて ・各団体意見交換及び要望等	1999年7月3日	24団体(43名)	(財)札幌国際プラザコンベンションホール
・「北海道国際協力フェスタ'99」の開催結果について ・北海道ＮＧＯネットワーク協議会について ・各団体意見交換及び要望等	2000年3月4日	21団体(40名)	経済センター商工会議所Ｂホール

4 国際理解促進事業の展開

次代を担う少年少女の国際理解を促進するため、地域の小中学生等を対象に国際センターの研修員との交流会等を実施した。交流会では、ゲームや歌、雪上運動会、文化の紹介等を通じて、互いに心のふれあいを楽しんだ。研修員にとっては日本の学校教育を知る機会となり、子供達にとっては広い世界に触れるという良い機会となった。



札幌国際センター

形態	場所	実施対象	参加者内訳及び人数
交流会	学校	小学校(２回) 中学校(３回)	小学生430人 中学生158人　＊研修員42人
	国際センター他	中学校(１回) 空知管内中学生	中学生20人 中学生13人　＊研修員23人
ワークショップ	国際センター	小・中学校教員	教員22人　＊研修員26人

帯広国際センター

形態	場所	対象	参加者内訳及び人数
交流会	学校	小学校(２回) 中学校(２回)	小学生314人 中学生917人　＊研修員29人
	国際センター他	十勝管内小学生 十勝管内中学生 ボランティアスクール	小学生50人 中学生28人　＊研修員39人 ボランティアスクール生40人

5 海外研修員受入事業

北海道より委託を受け、次の２事業を実施し、17名の研修員を受け入れた。

(1) 自治体職員協力交流事業

海外の地方自治体職員を研修員として受け入れ、北海道の行政事務や技術を習得させ受入対象国の人づくりや地域の発展に貢献するなど国際協力を進めるとともに、受入対象国との新たな交流や友好親善を深め、北海道の国際化の推進を図った。(自治省が所管する協力交流事業)
受入期間：５月30日～12月28日　　受入国：中国１名、韓国１名　計２名

(2) 海外技術研修員受入事業

開発途上国から技術研修員を受け入れ、途上国が必要とする技術の習得及び道民との交流を進め、途上国の経済開発や人材育成に貢献するなど国際協力を図るとともに、北海道の国際化の促進を図った。
受入期間：５月28日～３月30日
受入国：ブラジル３名、パラグアイ２名、アルゼンチン１名、ドミニカ共和国１名、中国４名、モンゴル２名、フィリピン１名、ガーナ１名　計15名

6 国際センターの管理と運営

(1) 国際センターの施設管理

施設の適正な運営管理及び維持管理業務を行った。
・国際センター（札幌）　延面積 7,983.17㎡　宿泊定員100人（97室）
・国際センター（帯広）　延面積 4,400.64㎡　宿泊定員 50人（48室）
※　宿泊実績は資料参照

(2) 研修の実施

JICA研修事業の受託に伴う研修カリキュラムの効果的な実施を図るため、受入れ機関との調整及び進行管理を行った。



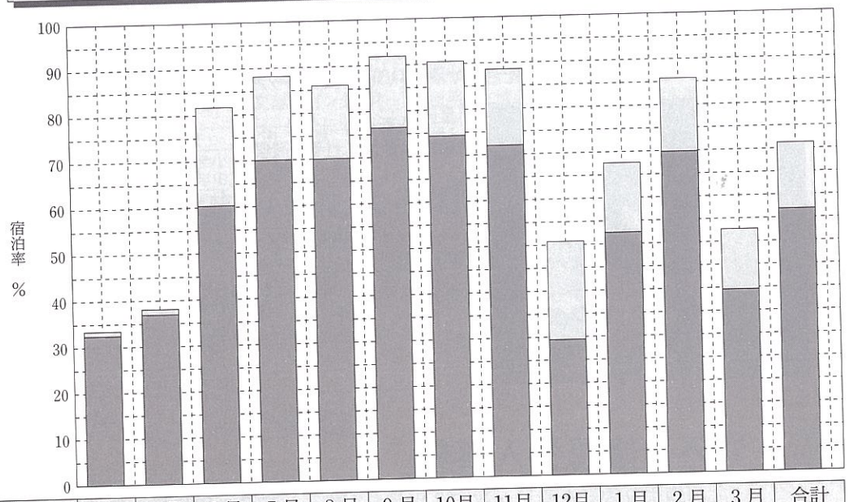
受託研修コース（集団）
・札幌国際センター　15コース
・帯広国際センター　11コース
※　研修コース名及び研修員等は資料参照

(3) 研修関連業務の実施

JICA研修関連業務の受託に伴うブリーフィング・オリエンテーション、日本語研修及び福利厚生事業を随時実施した。

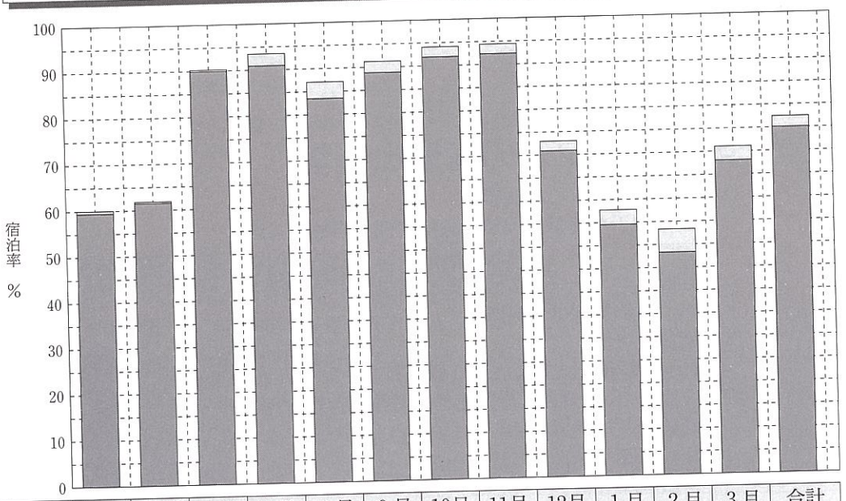
参加研修員数等(両センター計)			
	・ブリーフィング・オリエンテーション	86回	548人
	・日本語研修	75回	延　547人
	・福利厚生事業	363事業	延7,601人

平成11年度　北海道国際センター(札幌)宿泊利用状況



月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
JICA研修員等	人数	944	1,111	1,755	2,106	2,105	2,223	2,235	2,095	883	1,578	1,963	1,192	20,190
	利用率	32.4	36.9	60.3	70.0	70.0	76.4	74.3	72.0	29.4	52.5	69.8	39.6	56.9
地元利用	人数	30	37	620	548	479	450	488	483	639	454	448	395	5,071
	利用率	1.0	1.2	21.3	18.2	15.9	15.5	16.2	16.6	21.3	15.1	15.9	13.1	14.3
合計	人数	974	1,148	2,375	2,654	2,584	2,673	2,723	2,578	1,522	2,032	2,411	1,587	25,261
	利用率	33.5	38.2	81.6	88.3	85.9	91.9	90.6	88.6	50.6	67.6	85.7	52.8	71.2

平成11年度　北海道国際センター(帯広)宿泊利用状況



月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
JICA研修員等	人数	855	915	1,295	1,353	1,242	1,279	1,368	1,329	1,055	813	673	1,014	13,191
	利用率	59.4	61.5	89.9	90.9	83.5	88.8	91.9	92.3	70.9	54.6	48.3	68.1	75.1
地元利用	人数	8	5	4	39	53	34	32	30	31	47	69	44	396
	利用率	0.6	0.3	0.3	2.6	3.6	2.4	2.2	2.1	2.1	3.2	5.0	3.0	2.3
合計	人数	863	920	1,299	1,392	1,295	1,313	1,400	1,359	1,086	860	742	1,058	13,587
	利用率	59.9	61.8	90.2	93.5	87.0	91.2	94.1	94.4	73.0	57.8	53.3	71.1	77.3

平成11年度JICA技術研修コース一覧

【札幌国際センター】

研修コース名	人数	受託
南アフリカ地方開発行政セミナー	12	
都市型水質汚濁防止検査技術	5	○
触媒科学研究	9	
東欧生産管理	10	
水道技術者養成	6	○
中国学校運営・管理	5	○
ペルー地域開発指導者セミナー	15	
農民参加による農業農村開発	9	
道路技術者養成	6	○
中央アジア農産物市場経済	12	
パレスチナごみ処理	7	
下水道維持管理	6	○
獣医技術	6	
臨床看護実務	5	○
インドシナ地域総合開発計画管理セミナー	11	
中央アジア衛生行政	11	
地域環境保全計画	5	○
石炭転換／利用技術	4	
医療放射線技術者実務	4	○
地域土木行政セミナー	5	○
寒冷地水道技術者養成	5	○
地域開発計画管理セミナー	7	
東欧環境行政	10	
エジプト小学校理数科授業改善	4	
中米生活廃棄物処理	11	
中央アジア経営管理	8	
エロクトロニクス技術	8	
パレスチナ地方自治体行政	8	○
エキノコックス症対策	7	○
狂犬病等ウィルス性人畜共通伝染病の診断法と予防法	7	
新生児・乳児マススクリーニング	9	○
食品保健行政	10	○
中央アジア地域開発セミナー	11	
メキシコ地域産業育成公的技術サービス	7	○
中央アジア環境行政	11	
インドネシア東部地域開発	15	
個別研修コース	34	
合計	325	

【帯広国際センター】

研修コース名	人数	受託
畑作物の種苗生産	6	
土壌診断環境保全	6	○
地域流域環境	9	○
畑地帯における農業開発	5	○
農業機械自動化技術	7	○
カンボディア畜産一般	5	
天然林経営と住民参加による地域林業	6	
酪農振興・検査技術	7	
小学校における理科実験教育	8	○
都市環境施設整備計画	8	○
東欧農産物市場経済	11	
湿地環境及び生物多様性保全	8	
上級原虫病研究	10	
コロンビア土地区画整理	8	○
畑作管理	10	○
中国市場情報	12	
女性指導者のための食物栄養改善	10	○
食肉及び食肉加工品の保蔵技術	5	○
農業分野における情報処理技術	8	○
個別研修コース	22	
合計	171	



（エレクトロニクス技術研修コース）

（参考）

［北海道における海外研修員の受入状況］

1．JICA研修員

年度	出身地域			合計
	アジア	中南米	中近東アフリカ等	
7	102	53	122	277
8	155	112	189	456
9	160	103	196	459
10	194	113	233	540
11	185	88	223	496
合計	796	469	963	2,228

2．道の受入による研修員

年度	出身地域			合計
	アジア	中南米	アフリカ	
9	11	9	1	21
10	11	7	2	20
11	11	7	1	19
合計	33	23	4	60

交流部

平成11年度は北海道の婦人を北欧及び中国に派遣し、それぞれの国の婦人の生活実態や社会的役割についての視察研修等を通じ、相互理解と友好を深めた。また、北海道の青年を南米に派遣し、北海道を父祖の地とする日系ブラジル青年との交流や青年海外協力隊員等との交流を通じて、国際協力への理解を深めた。一方、カナダ・アルバータ州より青年を受け入れし、道内の研修機関で研修を行った。今年度は海外派遣事業として、従来の交流研修に加えて、国際協力の実態や効果的な協力事業のあり方を習得するため協力研修を実施するほか、中国及びブラジルからの青年の受入事業等を実施する。

北海道婦人国際交流事業

派遣事業

●北　欧　班

派遣人員／団長団 2名
　　団　員10名
派 遣 地／フィンランド(ヘルシンキ)
　　ノルウェー(オスロ)
　　デンマーク(グラステッドジリエ、ロスキレ)
派遣期間／平成11年10月17日(日)～28日(木)
　　12日間





研修先／
ヘルシンキ　フィンランド教育省
　　エスポー市教育委員会
オスロ　男女平等委員会
　　国際児童美術館
　　ノルウェー女性フロント
　　ホームビジット
グラステッドジリエ　グラステッドジリエ市役所
　　バッケボー・ケアセンター
ロスキレ　デンマーク在住日本人会「なでしこ」

●中　国　班

派遣人員／団長団 2名
　　団　員10名
派 遣 地／瀋陽　ハルビン　北京　西安
派遣期間／平成11年10月17日(日)～26日(火)
　　10日間





研修先／
瀋　陽　遼寧博物館他
ハルビン　黒龍江省人民政府
　　婦人連合会
　　黒龍江省医院
　　阿城社会福利院
　　ホームビジット
北　京　団結幼稚園
　　万里の長城
西　安　陝西省婦女連合会
　　兵馬俑抗

北海道・南米青年交流事業



派遣人員／団長団 2名
　　団　員 9名
派 遣 地／ブラジル(サンパウロ、イグアス、クリチバ他)
　　パラグアイ(アスンシオン、イグアス移住地)
派遣期間／平成11年11月19日(金)～12月３日(金)
　　15日間

研修先／
サンパウロ　ブラジル北海道交流センター
　　移民史料館
カンピナス　東山農場
イグアス　イグアスの滝
　　イタイプ・ダム
クリチバ　パラナ州環境庁
　　民　泊
マナウス　国立アマゾン熱帯研究所
　　アマゾン川船上視察
　　パナソニック・アマゾニア工場
　　中央市場
アスンシオン　パラグアイ北海道交流センター
イグアス移住地　JICA農業試験場
　　民　泊



アルバータ州青年研修生受入事業

受入事業

北海道とアルバータ州との友好関係をさらに推進するための人材を育成する目的で、平成４年にスタートした。





カナダ国籍を有し、アルバータ州に住む35歳までの青年１名を受け入れ、本人の研修目的に合わせて、道内の研究期間で研修を行っている。

平成11年度は、ライアン・ジィグラーさんが来道し、北海道大学経済学部で経営学を学んだ。

社団法人　北方圏センター定款

（昭和47.1.28　内閣総理大臣設立許可
昭和53.4.20　〃　一部変更認可
平成７.6.28　〃　一部変更認可
平成８.5.21　〃　一部変更認可
平成11.6.22　〃　一部変更認可）

第１章　総　　則

（名　　称）　第１条　この法人は、社団法人北方圏センターという。

（事 務 所）　第２条　この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北３条西７丁目に置く。

（目　　的）　第３条　この法人は、北海道と北方圏諸国との経済、文化及び学術等の交流（以下「北方圏交流」という。）を積極的に推進し、併せてこれに関係する北方圏諸国以外の諸国との交流を進めることによって、我が国の経済、文化及び学術の発展振興に寄与するとともに、北海道の開発及び繁栄に貢献することを目的とする。

（事　　業）　第４条　この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1　北方圏交流に関する企画・立案
2　北方圏諸国に関する調査、研究及び情報の収集・提供
3　北方圏諸国に関する講演会及び研究会等の開催
4　北方圏諸国に関する図書及び雑誌等の刊行
5　北方圏交流の促進のため又は北方圏交流の成果を活用するための北海道と北方圏諸国以外の諸国との国際交流の推進
6　北海道国際センターの管理運営
7　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員及び名誉会員

（会員の資格）　第５条　会員はこの法人の目的及び事業に賛同する法人、団体並びに個人とする。

（会員の種類）　第６条　この法人の会員は次の４種類とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

1　正会員
2　特別会員
3　推薦会員
4　名誉会員

（正 会 員）　第７条　正会員は法人、団体又は個人とし、理事会の承認を得た者とする。

（特別会員）　第８条　特別会員はこの法人の目的を支持し、１口50,000円以上の寄付をし、かつ、理事会の承認を得た者とする。

（推薦会員）　第９条　推薦会員は北方圏に関する専門家で、理事会において推薦された者とする。

（入　　会）　第10条　この法人の正会員又は特別会員となるためには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会　　費）　第11条　正会員は次の年会費を納めなければならない。

1　個　　人	１口 5,000円	１口以上
2　法人及び団体	１口10,000円	１口以上

（退　　会）　第12条　会員が退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

2　会員が死亡し、又は解散したときは退会したものとみなす。

（除　　名）　第13条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

1　定められた会費の納入を怠ったとき。
2　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

（名誉会員）　第14条　この法人の目的を達成するために特に必要と認めるときは、理事会の承認を得て名誉会員をおくことができる。

第３章　役　員　等

（役員の定数）　第15条　この法人に次の役員を置く。

理事　30名以上40名以内、監事　２名

2　理事のうち、１名を会長、若干名を副会長、１名を専務理事、１名を常務理事とする。

（役員の選任）　第16条　理事及び監事は社員の中から総会において選任する。

2　会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の互選によって選任する。

3　理事及び監事は相互に兼ねることができない。

（役員の職務）　第17条　会長はこの法人を代表し、この法人の事務を総理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3　専務理事は会長、副会長を補佐してこの法人の事務を総括する。

4　常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。

5　理事は理事会において第28条に規定する事項を議決する。

6　監事は民法第59条に規定する職務を行う。

第18条　この法人に顧問をおく。顧問は会長の諮問により意見を述べる。

第19条　この法人に参与をおく。参与はこの法人の運営に関して意見を述べることができる。

（役員の任期）　第20条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3　役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の資格喪失及び解任）　第21条　役員が第12条及び第13条の規定により資格を喪失したときは、役員の資格を喪失するものとする。

2　役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中といえども総会の議決により、これを解任することができる。

（役員の報酬）　第22条　役員には総会の議決に基づいて報酬を支給することができる。

（専門委員及び調査委員）　第23条　この法人に必要があるときは、理事会の議決を経て専門委員及び調査委員をおくことができる。

第４章　会　　議

（会議の種類）　第24条　この法人の会議は総会及び理事会の２種とする。

（総会の種類）　第25条　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）　第26条　総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

（総会の議決事項）　第27条　総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
1　予算及び決算に関する事項
2　事業計画及び事業報告に関する事項
3　財産目録に関する事項
4　その他この法人の運営に関する重要な事項

（理事会の議決事項）　第28条　理事会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
1　総会の議決した事項の執行に関すること
2　総会に付議すべき事項
3　その他総会の議決を要しないこの法人の事務の執行に関する事項

（会議の招集）　第29条　会議は会長がこれを招集する。
2　総会の招集は社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した文書をもって開会の日の10日前までに通知しなければならない。
3　会議の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは副会長又は専務理事がこれに当たる。

（会議の開催）　第30条　通常総会は、毎年１回以上開催する。
2　臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は社員の３分の１以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは20日以内に開催する。
3　理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは10日以内に開催する。

（開会の定足数）　第31条　会議はそれぞれ構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

（議決の定足数）　第32条　会議の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（代理議決）　第33条　やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって表決を委任することができる。この場合、前２条の適用については会議に出席したものとみなす。

（議事録）　第34条　会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。
1　開催の日時及び場所
2　社員又は理事の現在数
3　会議に出席した社員又は理事の氏名
4　議決事項
5　議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
6　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には議長のほか、出席した社員又は理事のうちから会議において選出された議事録署名人２人以上が署名し、押印しなくてはならない。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）　第35条　この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。
1　財産目録記載の財産
2　会費
3　寄付金品
4　事業に伴う収入
5　資産から生じる果実
6　その他の収入

（資産の管理）　第36条　この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

（経費の支弁）　第37条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（予算決算）　第38条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度開始後２月以内に総会の議決を経るものとする。
3　前項の場合において、会長は総会の議決を経るまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。
4　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第39条　この法人の収支決算は毎会計年度終了後２カ月以内に会長が作成し、財産目録（貸借対照表）及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を得なければならない。

（会計年度）　第40条　この法人の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

第６章　定款の変更及び解散

（定款の変更）　第41条　この定款は、総会において総社員の３分の２以上の同意を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）　第42条　この法人は民法第68条第１項第２号から第４号まで、及び第２項の規定により解散する。
2　解散後の残余財産は総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第７章　事務局

第43条　この法人に事務局をおく。
1　事務局長　　１名
2　職　員　　若干名　をおく。
3　事務局長及び職員の任免は会長が行う。

第８章　補　則

（委任）　第44条　この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度
北海道	カナダ・アルバータ州	1980. 6	53°35′ N (エドモントン)
	中国・黒竜江省	1986. 6	45°45′ N (哈爾濱)
	アメリカ・マサチューセッツ州	1990. 2	42°21′ N (ボストン)
札幌市	ポートランド アメリカ・オレゴン州	1959.11	45°33′ N
	ミュンヘン ドイツ・バイエルン州	1972. 8	48°08′ N
	瀋陽 中国・遼寧省	1980.11	41°48′ N
	ノボシビルスク ロシア・ノボシビルスク州	1990. 6	55°02′ N
旭川市	ブルーミントン・ノーマル アメリカ・イリノイ州	1962.10	40°29′ N
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1967.11	46°58′ N
	水原 韓国・京畿道	1989.10	37°13′ N
	哈爾濱 中国・黒竜江省	1995.11	45°45′ N
釧路市	バーナビー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1965. 9	52°24′ N
	ホルムスク ロシア・サハリン州	1975. 8	47°03′ N
紋別市	ニューポート アメリカ・オレゴン州	1966. 4	44°38′ N
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 1	46°38′ N
	フェアバンクス アメリカ・アラスカ州	1991. 2	64°50′ N
小樽市	ナホトカ ロシア・沿海地方	1966. 9	42°48′ N
	ダニーデン ニュージーランド	1980. 7	45°53′ S
帯広市	スワード アメリカ・アラスカ州	1968. 3	60°06′ N
千歳市	アンカレッジ アメリカ・アラスカ州	1969. 4	61°13′ N
北見市	エリザベス アメリカ・ニュージャージー州	1969. 6	40°40′ N
	ポロナイスク ロシア・サハリン州	1972. 8	49°14′ N
	晋州 韓国・慶尚南道	1985. 5	35°11′ N
名寄市	リンゼイ カナダ・オンタリオ州	1969. 8	45°05′ N
	ドーリンスク ロシア・サハリン州	1991. 3	47°04′ N
留萌市	ウラン・ウデ ロシア・ブリヤート自治共和国	1972. 7	51°50′ N
稚内市	ネベリスク ロシア・サハリン州	1972. 9	46°40′ N
	バギオ フィリピン	1973. 3	16°25′ N
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 7	46°38′ N
根室市	シトカ アメリカ・アラスカ州	1975.12	57°05′ N
	セベロクリリスク ロシア・サハリン州	1994. 1	50°40′ N
富良野市	シュラートミンク オーストリア・シュタイアーマルク州	1977. 2	47°23′ N
江別市	グレシャム アメリカ・オレゴン州	1977. 5	45°30′ N
苫小牧市	ネーピア ニュージーランド	1980. 4	39°29′ S
	秦皇島 中国・河北省	1997. 9	39°56′ N
夕張市	撫順 中国・遼寧省	1982. 4	41°52′ N
函館市	ハリファックス カナダ・ノバスコシア州	1982.11	44°38′ N
	ウラジオストク ロシア・沿海地方	1992. 7	43°05′ N
	レイクマコーリー オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1992. 7	33°07′ S
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1997. 9	46°58′ N
石狩市	キャンベルリバー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1983.10	51°01′ N
	ワニノ ロシア・ハバロフスク地方	1993. 6	49°05′ N
岩見沢市	ボカテロ アメリカ・アイダホ州	1985. 5	42°52′ N
網走市	ポートアルバーニ カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1986. 2	49°14′ N
室蘭市	ノックスビル アメリカ・テネシー州	1991. 1	35°58′ N
芦別市	シャーロットタウン カナダ・プリンス　エドワードアイランド州	1993. 7	46°14′ N

自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度
滝川市	スプリングフィールド アメリカ・マサチューセッツ州	1993. 8	42°07′ N
士別市	ゴールバーン オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1997. 5	34°45′ S
深川市	アボツフォード カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1997. 9	49°03′ N
倶知安町	サンモリッツ スイス・グラウビュンデン州	1964. 3	46°30′ N
積丹町	シーサイド アメリカ・オレゴン州	1966. 5	45°02′ N
蘭越町	ザールフェルデン オーストリア・ザルツブルグ州	1969.10	47°23′ N
遠軽町	バストス ブラジル・サンパウロ州	1972.10	21°55′ S
美瑛町	ザールバッハ オーストリア・ザルツブルグ州	1973. 7	47°23′ N
池田町	ペンティクトン カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1977. 5	49°30′ N
別海町	バッサーブルグ ドイツ・バイエルン州	1979. 5	48°04′ N
上砂川町	スパーウッド カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1980. 9	49°45′ N
佐呂間町	パーマ アメリカ・アラスカ州	1980.10	61°36′ N
白老町	ケネル カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1981. 7	52°59′ N
厚岸町	クラレンス オーストラリア・タスマニア州	1982. 2	42°54′ S
天塩町	ホーマー アメリカ・アラスカ州	1984. 4	59°40′ N
	トマリ ロシア・サハリン州	1992. 7	47°47′ N
上川町	ロッキーマウンテンハウス カナダ・アルバータ州	1984. 6	52°22′ N
鹿追町	ストーニープレイン カナダ・アルバータ州	1985. 8	53°02′ N
上富良野町	カムローズ カナダ・アルバータ州	1985. 9	53°01′ N
陸別町	ラコーム カナダ・アルバータ州	1986. 7	52°28′ N
福島町	ポートライオンズ アメリカ・アラスカ州	1987. 9	57°52′ N
当別町	レクサンド スウェーデン・ダーラナ州	1987.10	60°44′ N
静内町	レキシントン アメリカ・ケンタッキー州	1988. 7	38°03′ N
余市町	イースト・ダンバートンシャイア イギリス・スコットランド	1988.10	55°56′ N
遠別町	キャッスルガー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1989. 6	49°19′ N
東川町	カンモア カナダ・アルバータ州	1989. 7	51°05′ N
栗沢町	キャンビー アメリカ・オレゴン州	1989. 7	45°12′ N
芽室町	トレーシー アメリカ・カリフォルニア州	1989. 8	37°44′ N
大滝村	レイクカウチン カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1989.10	48°50′ N
興部町	ステットラー カナダ・アルバータ州	1990. 6	52°19′ N
足寄町	ウェタスキウィン カナダ・アルバータ州	1990. 9	52°58′ N
猿払村	オジョルスキー ロシア・サハリン州	1990.12	46°36′ N
常呂町	バーヘッド カナダ・アルバータ州	1991. 7	54°08′ N
瀬棚町	ハンフォード アメリカ・カリフォルニア州	1991. 8	36°20′ N
占冠村	アスペン アメリカ・コロラド州	1991. 8	39°10′ N
本別町	ミッチェル オーストラリア・ビクトリア州	1991. 9	37°18′ S
壮瞥町	ケミヤルビ フィンランド	1993. 5	66°40′ N
美深町	アシュクラフト カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1994. 7	50°43′ N
沼田町	ポートハーディ カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1994. 9	50°43′ N
奈井江町	ハウスヤルビ フィンランド	1995. 4	61°21′ N
鷹栖町	ゴールドコースト オーストラリア・クィーンズランド州	1995.11	27°58′ S
豊頃町	サマーランド カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1996. 6	49°39′ N
広尾町	フログン ノルウェー	1996.10	50°40′ N
枝幸町	ソレフテオ スウェーデン	1996.11	63°10′ N
清里町	モトエカ ニュージーランド・タスマン地区	1997. 9	41°07′ S
美幌町	ケンブリッジ ニュージーランド・ワイカト州	1997.10	37°53′ S
七飯町	コンコード アメリカ・マサチューセッツ州	1997.11	42°27′ N
生田原町	モアラン・アン・モンターニュ フランス・ジュラ県	1998. 5	46°26′ N
上湧別町	ホワイトコート カナダ・アルバータ州	1998. 7	54°10′ N

道内名誉領事館

領事館名	所在地	代表者
駐札幌オーストリア共和国名誉領事館	060-0063 札幌市中央区南３条西３丁目17 千秋庵製菓㈱内（☎011-261-7964）	名誉領事 岡部　卓司
札幌駐在ベルギー王国名誉領事館	064-0808 札幌市中央区南８条西14丁目 ホシ伊藤㈱内（☎011-530-3822）	名誉領事 伊藤　寛志
在札幌ブラジル連邦共和国名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北４条西４丁目 伊藤組土建㈱内（☎011-251-0717）	名誉領事 伊藤　義郎
在札幌カナダ名誉領事館	060-0042 札幌市中央区大通西４丁目 北海道カナダ協会内（☎011-219-0617）	名誉領事 （空席）
在札幌チリ共和国名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北４条西４丁目１ ㈱加森観光内（☎011-232-0639）	名誉領事 加森　公人
在札幌コロンビア共和国名誉領事館	063-0052 札幌市西区宮の沢２条２丁目11-36 ㈱石屋製菓内（☎011-666-1483）	名誉領事 石水　勲
在札幌デンマーク王国名誉領事館	060-0054 札幌市中央区南４条東３丁目19 イハラビル２Ｆ（☎011-222-2084）	名誉領事 水島　茂
在札幌フィンランド共和国名誉領事館	062-0931 札幌市豊平区平岸１条１丁目9-6 ㈱ラルズ内（☎011-813-2525）	名誉領事 横山　清
在札幌フランス共和国名誉領事館	060-0005 札幌市中央区北５条西６丁目1-23 第２道通ビル（☎011-222-2576）	名誉領事 安田　博吉
在札幌ドイツ連邦共和国名誉領事館	060-0041 札幌市中央区大通東１丁目２ 北海道電力㈱内（☎011-251-1111）	名誉領事 中野　友雄
在札幌インドネシア共和国名誉領事館	060-0034 札幌市中央区大通西７丁目3-1 北海道ガス㈱内（☎011-231-9511）	名誉領事 佐々木正丞
在札幌モンゴル名誉領事館	062-8605 札幌市豊平区旭町4-1-40 北海学園内（☎011-841-1161）	名誉領事 森本　正夫
在札幌オランダ名誉領事館	064-0804 札幌市中央区南４条西７丁目６ 地崎工業㈱内（☎011-511-5621）	名誉領事 地崎　昭宇
在苫小牧ニュージーランド名誉領事館	053-0012 苫小牧市汐見町3-1-31 松井コンクリート㈱内（☎0144-34-1122）	名誉領事 松井　郁夫
在札幌ノルウェー王国名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北４条西11丁目 ㈱札幌オーバーシーズコンサルタント内（☎011-231-6547）	名誉領事 滝沢　靖六
在札幌フィリピン共和国名誉領事館	063-0841　札幌市西区八軒１条西１丁目2-27 日本食品製造(合)内（☎011-614-8090）	名誉領事 戸部　謙一
在札幌スペイン名誉領事館	064-0912 札幌市中央区南12条西18丁目 ㈱ナシオ内（☎011-563-8990）	名誉領事 名塩良一郎
在札幌スウェーデン名誉領事館	060-0061 札幌市中央区南１条西１丁目８ ㈱丸井今井内（☎011-205-1017）	名誉領事 （空席）
在札幌タイ王国名誉領事館	060-0001 札幌市中央区北１条西３丁目 勝木石油㈱内（☎011-241-9206）	名誉領事 勝木　郁郎
在札幌英国名誉領事館	060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 札幌日産自動車㈱内（☎011-619-2123）	名誉領事 金子　芳久

在日大使館（北方圏関係諸国）

大使館名	住所	電話番号
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-3408-2101
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3380
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6	03-3496-3001
フィンランド大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-3473-0151
大韓民国大使館	〒106-8577 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21-4松濤パインクレスト	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-3440-2611
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
連合王国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-3265-5511
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧州委員会代表部	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15ヨーロッパハウス	03-3239-0441

在道外国公館

公館名	住所	電話番号	開設年月
在札幌アメリカ合衆国総領事館	064-0821 札幌市中央区 北１条西28丁目	011-641-1115～7	昭和27.6
駐札幌大韓民国総領事館	064-0823 札幌市中央区 北３条西21丁目9-1	011-621-0288～9	昭和41.6
駐札幌ロシア連邦総領事館	064-0914 札幌市中央区 南14条西12丁目826	011-561-3171～2	昭和42.10
在札幌中華人民共和国総領事館	064-0913 札幌市中央区 南13条西23丁目5-1	011-563-5563	昭和55.9
駐札幌オーストラリア領事館	060-0001 札幌市中央区 北１条西３丁目２	011-242-4381	平成4.12
デンマーク通商代表事務所	064-0914 札幌市中央区大通西４丁目 札幌秋銀ビル８Ｆ	011-222-7575	昭和63.4

1999年度 北方圏センターへの Visitors

国　名	年 月	肩　書	氏　名	来訪目的
	1999年			
ノルウェー	4．30	在日ノルウェー大使	John Bjørnebye	表　敬
		〃　妻	Elen Bjørnebye	〃
チ　リ	5．17	チリ財団海藻養殖プロジェクト・リーダー	Jose Miguel Troncoso	〃
〃		〃　アシスタント	Alberto Augsburger	MIFプロジェクト協議
〃		〃　コンサルタント	Roberto Marcos	〃
アメリカ	18	マサチューセッツ・センター・オブ・エクセレンス専務理事	Fernando Quezada	〃
中　国	25	四川省人民対外友好協会会長	陳　麟章	表　敬
〃		〃　理事	裘　一禾	〃
〃		〃　国際交流部副主任	向　琼花	〃
アメリカ	8．10	マサチューセッツ・北海道協会西部地区会長	Sue C. Root	〃
〃		聖エスピコパル協会牧師	Gollan J. Root	〃
〃		女性有権者の会前会長	Daphne Hall	〃
〃		エリアスブルッキングスK－8スクール校長	Mary Anne Herron	〃
〃		〃　娘	Sherilyn Lee Herron	〃
〃		世界問題協議会役員	John W. Rogers	〃
〃		〃　母	Violette E. Young	〃
〃		インターナショナルカレッジ教授	Johe W. Rogers	〃
〃		元米軍大佐	David P. Montague	〃
ラトビア	25	ラトビア一音楽家(ピアノコンサートマスター)	Liga Skride	〃
〃		〃　(ビオラ奏者)	Linda Skride	〃
〃		〃　(コントラバス奏者)	Baiba Skride	〃
〃		〃　(バイオリニスト)	Lauma Skride	〃
〃		〃　(ピアニスト)	Janis Mednis	〃
ロシア	30	企業育成支援研修生一行7人		〃
フィンランド	10．12	フィンランド・サーミ議会議長	Pekka Alkio	〃
〃		イナリ・サーミ博物館館長	Tarmo Jomppanen	〃
〃		サーミ歌手	Ulla Plrttijarvi	〃
ロシア	11．15	ユジノサハリンスク経済・法律・情報大学学長	En-Bok Kan	〃
〃		サハリン総合大学学長	Mikhail Vysokov	〃
〃		〃　学長代理	Valentina Koleganova	〃
〃		〃　教育学部長	Vladimir Mizintsev	〃
〃		サハリン国際チェーホフ・センター館長	Vladimir Bedzhisov	〃
〃		チェーホフ作「サハリン島」芸術館館長	Inga Tsupenkova	〃
〃		サハリン州立科学図書館館長	Tamara Danilenko	〃
〃		〃　美術館研究員	Nataljya Brzhezovskaya	〃
〃		〃　郷土史博物館研究員	Tatjyana Lapshina	〃
中　国	1．14	中国旅行社日本部経理	楊　柏珍	〃
ノルウェー	2．22	公共道路庁交通広報部主任技術者	Ola Hunnes	〃
〃		オスロ市役所保健環境局大気汚染グループ責任者	Tom Hedalen	〃
〃		ベルゲン市役所交通局街路部部長	Svein Bollingberg	〃
〃		エコトラフィック社主任コンサルタント	Anne MaritHansen	〃
ロシア	3．1	ロシア科学アカデミーエネルギーシステム研究所副所長	Boris Saneev	〃
〃		〃　顧問	Lev Platonov	〃
〃		イルクーツク電力建設部部長	Vladimir Starsev	〃
アメリカ	9	バイオテクノロジーセンター　オブ　エクセレンスコーポレーション（BCEC）専務理事	Fernando Quezada	事業打合せ
チ　リ	10	チリ財団農業プロジェクトマネージャー	Fernando Sanchez	〃
ロシア	13	サハリン州教育・文化・スポーツ局文化部長	Alekseevna Blinova	表　敬
〃		〃　文化専門官	Mikhailovna Orlova	〃
〃		〃　アニワ地区文化課長	Nikolaevna Zolotukhina	〃
〃		〃　コルサコフ地区文化課長	Georgievich Sukhotskii	〃

財団法人 北方圏交流基金

財団法人 北方圏交流基金の概要

設立

北方圏交流基金（外務大臣許可）は、北方圏構想による北方圏交流事業を資金面で支援するため、昭和53年7月24日に設立され、（社）北方圏センターと車の両輪のかたちで機能しあっている。

趣旨

北方圏交流基金は、北方圏諸国との生活、文化、学術、スポーツ、経済、産業等の各種交流事業を支援することを目的としており、これにより、相互理解を深め友好親善を促進すると共に、北国に暮らす人々が知恵を出し合い 豊かな地域づくりを進める事を支援する。

事業

北方圏交流基金は、公募により北海道内の団体等が行う次のような事業を対象に助成をしている。

(1) 北方圏交流の目的を持って行う人物の派遣、招聘
(2) 北方圏の発展を目的とする調査研究
(3) 北方圏の文化交流等を目的とする催しの実施
(4) 北方圏交流に必要な資料の作成、収集
(5) その他、北方圏交流基金の趣旨に合致する事業

上記事業の実施にあたっては、「補助金交付要望書」（所定の用紙：事業名、事業目的及び計画内容、事業収支予算、補助金要望額等を記載）を提出。

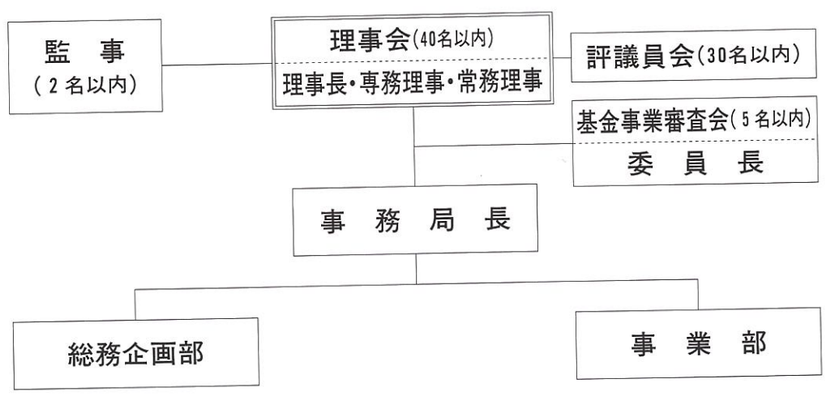
申請及び提出先　〒060-0003　札幌市中央区北３条西７丁目　道庁別館12Ｆ
財団法人 北方圏交流基金　事業部

財源

交流事業に対する助成の財源には、基金の運用によって生ずる収入金等を充当している。平成11年度の基金合計額は、506,402千円となっている。

組織

北方圏交流基金は、理事会によって運営され、理事長・専務理事・常務理事のもとに事務局が置かれている。事務局（北方圏センター内）では、事務局長のもとに総務企画部、事業部の２部を設け、業務に当たっている。



役員等

顧問

堀　達也　北海道知事
桂　信雄　北海道市長会会長
伊藤　義郎　北海道商工会議所連合会会頭
堂垣内尚弘　北海道体育協会会長
中野　友雄　在札幌ドイツ連邦共和国名誉領事
戸田　一夫　北海道電力相談役
土居　博昭　北方四島交流北海道推進委員会会長

理事長

泉　誠二　北海道電力会長

専務理事

齊藤　靖士　北方圏センター副会長兼専務理事

常務理事

曽根　勇治　北方圏センター常務理事

理　事

阿部　三恵　北海道国際女性協会会長
池田　孜　読売新聞社北海道支社長
石橋　雄哉　札幌テレビ放送社長
板垣　淳一　ホクレン農業協同組合連合会代表理事・副会長
長沼　憲彦　北海道市長会理事
岡部　三男　北海道経済連合会専務理事
川畑　勝宣　毎日新聞社北海道支社長
木梨　芳一　北海道文化放送社長
小林　孝雄　日本放送協会札幌放送局長
斎藤　明　毎日新聞社社長
佐々木　隆人　北海道町村会会長
薩　一夫　前北海道観光連盟会長
杉本　拓　北海道スウェーデン協会会長
関　清秀　北海道大学名誉教授
髙橋　茂　北海道体育協会専務理事
滝沢　靖六　札幌貿易協会副会長
武井　正直　北洋銀行頭取
辻井　達一　北星学園大学教授
手取　貞夫　スウェーデン交流センター理事長
中田　和子　北海道女性団体連絡協議会会長
長沼　修　北海道放送社長
浜本　孝久　北海道テレビ放送社長
東　功　北海道新聞社社長
藤田　恒郎　北海道銀行頭取
藤本　坦　朝日新聞社北海道支社長
堀北　朋雄　北海道商工会連合会専務理事
南山　英雄　北海道電力社長
森本　正夫　北海学園理事長

監　事

佐々木　正丞　北海道瓦斯社長
吉野　次郎　札幌銀行頭取

評議員

石田　茂雄　北海道スウェーデン協会事務局長
伊藤　隆一　北海道フィンランド協会理事長
稲村　征紀　北海道経済連合会理事・事務局長
岩田　泰　北海道カナダ協会副会長
川名　早苗　千歳ボランティア通訳クラブ副会長
川村　喜芳　北海道町村会常務理事
白藤　芳春　北海道市長会事務局長
土井　龍雄　北海道青少年育成協会専務理事
戸塚　守　北海道農業協同組合中央会常務理事
中津　俊行　北海道漁業信用基金協会理事長
山下　克彦　北海道教育大学札幌校教育学部長

財団法人 北方圏交流基金

平成11年度：収支決算

〔収入の部〕 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減
基本財産運用収入	8,394,000	8,394,586	△ 586
運用財産運用収入	6,675,000	6,709,750	△ 34,750
積立金取崩収入	634,000	634,000	0
当期収入合計（A）	15,703,000	15,738,336	△ 35,336
前期繰越収支差額	3,395,227	3,395,227	0
収入合計（B）	19,098,227	19,133,563	△ 35,336

〔支出の部〕 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減
交流事業助成費	9,000,000	6,940,000	2,060,000
管理費	8,899,000	8,176,634	722,366
人件費	7,409,000	7,029,364	379,636
事務費	1,152,000	809,270	342,730
退職手当積立金	338,000	338,000	0
予備費	1,199,227	0	1,199,227
当期支出合計額（C）	19,098,227	15,116,634	3,981,593
当期収支差額（A－C）	△ 3,395,227	621,702	△ 4,016,929
次期繰越収支差額（B－C）	0	4,016,929	△ 4,016,929

財団法人 北方圏交流基金

平成12年度：収支予算

〔収入の部〕 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
基本財産運用収入	8,193,000	8,394,000	△ 201,000
運用財産運用収入	6,695,000	6,675,000	20,000
積立金取崩収入	634,000	634,000	0
当期収入合計（A）	15,522,000	15,703,000	△ 181,000
前期繰越収支差額	4,016,929	3,395,227	621,702
収入合計（B）	19,538,929	19,098,227	440,702

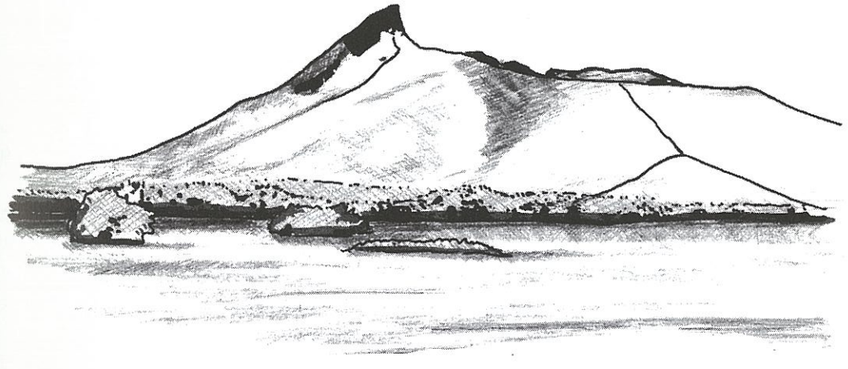
〔支出の部〕 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
交流事業助成費	9,000,000	9,000,000	0
管理費	8,879,000	8,899,000	△ 20,000
人件費	7,541,000	7,409,000	132,000
事務費	1,000,000	1,152,000	△ 152,000
退職手当積立金	338,000	338,000	0
予備費	1,659,929	1,199,227	460,702
当期支出合計（C）	19,538,929	19,098,227	440,702
当期収支差額（A－C）	△ 4,016,929	△ 3,395,227	△ 621,702
次期繰越収支差額（B－C）	0	0	0

平成11年度事業実績（基金助成状況）

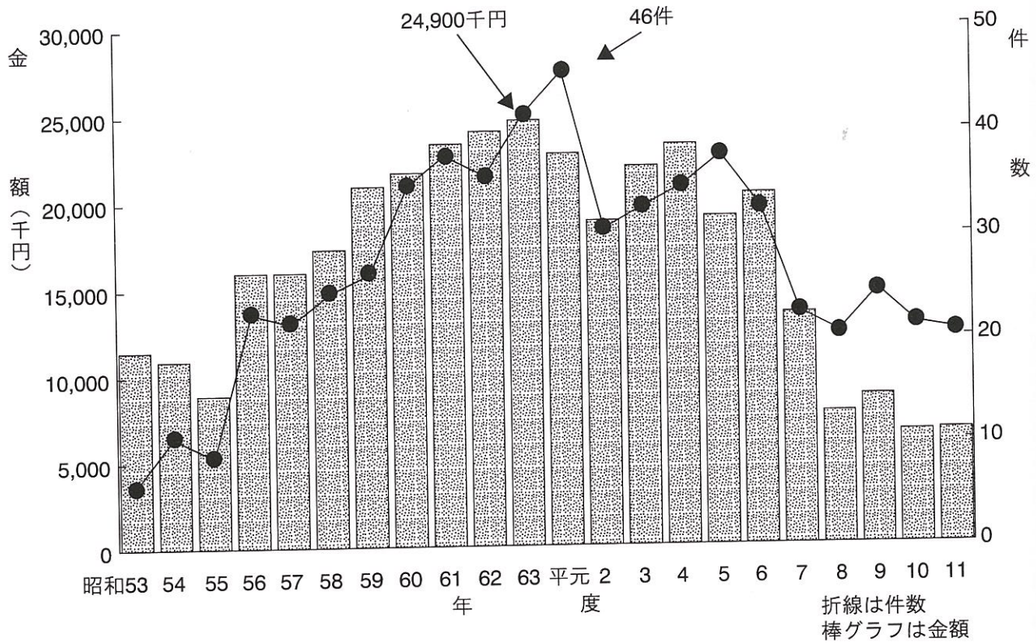
区分	助成対象事業名［主催者］	実施時期	内容等（実施場所）
文化	北方音楽交流MUSICA織音（ムジカオリオン）第５回コンサート［MUSICA織音（ムジカオリオン）］	６月～７月	北方諸地域の伝統楽器を中心としたコンサートを開催。道民に北方伝統音楽の紹介をするほか、異なった文化を持つ音楽家同士の交流を深めた。（札幌市、奈井江町、北広島市）
	カムチャツカ州立博物館館長等・学術講演会の講演録発刊事業［(財)北海道北方博物館交流協会］	７月	ロシア・カムチャツカ州立博物館の副館長による文化講演会の開催や講演録の発刊により、環オホーツク海地域の文化交流を促進し、あわせて道民の関心と知識を深めた。（カムチャツカ州）
	羊と草原の文化に親しむ一日～アジア中央部の留学生とともに［SHINTOKU空想の森映画祭実行委員会］	７月	映画上映会や講演会、音楽コンサートなどを開催、モンゴルの文化自然風土を理解とするきっかけとするほか、「羊」をテーマとしたワークショップを通じて「羊と草原の文化」を見直すきっかけとした。（新得町）
	ラトヴィア共和国音楽姉妹「'99日本のうたごえ祭典inさっぽろ」［北海道合唱団］	８月	ラトヴィア共和国から音楽姉妹（３名）を招聘、祭典へのゲスト出演や北海道合唱団とのジョイントコンサートなどを通じて交流を深め、あわせて北欧ラトヴィアの音楽を本道に紹介した。（札幌市）
	中国映画祭 '99［中国映画祭実行委員会］	９月	中国の優れた映画の上映会や伝統楽器「二胡」の演奏会を開催、中国文化の紹介と交流に貢献した。（苫小牧市）
	日ロ国際コンサートinロシア［北海道国際音楽交流協会］	９月	音楽使節団をロシア・ノボシビルスク及びモスクワに派遣、音楽家同士の交流や日本の伝統音楽を紹介するコンサートを開催し、音楽での交流を深めた。
	「野ばら」合唱団ヨーロッパ派遣事業［ゲーテ「野ばら」を歌う会］	９月	ゲーテの詩「野ばら」を歌う公演会をドイツ国内各地で開催し、北海道の音楽活動の現況を紹介、現地の市民団体との交流会を通じて相互理解や友好親善を図った。（ドイツ）
	ラトヴィアにおける火との出会い陶芸ワークショップ及び作品展開催参加事業　［東川町文化連盟協議会］	10月	東川町の陶芸家をラトヴィアに派遣し、現地での作品展示会やワークショップの開催を通じて日本文化を紹介、陶芸を通じて、交流と相互理解を深めた。（ラトヴィア）
	ノルディックライト SAPPORO '99［(財)札幌国際プラザ］	10月	“北欧映画の夕べ”“ノルウェーコンサート”“市民交流コンサート”などの諸事業を通じて、北欧諸国の豊かな芸術文化を紹介し、相互理解や交流を促進、北の風土・特性を生かした北方圏交流の充実を図った。（札幌市）
	極東ロシア・沿海州への北海道住民交流訪問団派遣［北海道エスペラント連盟］	10月	エスペラント語を活用し、ロシア国立極東工科大学での国際会議に参加、研究発表を行ったほか、ロシア極東地方諸都市で交流会を開催し、沿海州の人々との交流を深めた。（ロシア）
学術	北太平洋フォーラム '99 第11回北太平洋学術会議・北海道［(社)北太平洋地域研究センター］	10月	北太平洋地域8カ国の研究者が一堂に会するフォーラム・会議を通じて、同地域の情勢に関する理解を深め、道民の国際感覚の醸成と国際意識の向上に貢献した。（札幌市）
	北方民族文化の比較に関する国際シンポジウムの開催［(財)北方文化振興協会］	10月	国内及びロシア、アメリカ、カナダから民族文化の研究者を招き、日本列島文化と北方民族文化を比較検討する国際シンポジウムを開催し、日本列島と北方諸地域の文化交流・文化適応について理解を深めた。（網走市）
	第15回北方圏国際シンポジウム「オホーツク海と流氷」［北方圏国際シンポジウム実行委員会］	２月	ロシア、アメリカ、カナダ及び国内から氷海や気象に関する研究者を招聘、研究発表や討論により、オホーツク海及び流氷、氷海海洋の開発、地域の振興に関する知識の普及に貢献した。（紋別市）

区分	助成対象事業名［主催者］	実施時期	内容等（実施場所）
生活	海外都市生活環境調査派遣事業［北海道市長会］	10月	視察団を北方圏諸国（フィンランド、スウェーデン等）に派遣し、行政組織や管理システム、生活環境の整備、都市の重点施策等について調査を行った。（ヨーロッパ）
	韓国ホームステイ交流事業［オホーツク国際交流センター］	３月	来日の韓国人留学生との15年にわたる草の根交流から生まれた成果として、中・高生をはじめオホーツク圏の住民が、帰国した留学生の家庭にホームステイをし、市民交流、学校交流、家庭労働参加を通じて、アジア隣国同士の相互理解と友好の拡大を図った。（大韓民国）
スポーツ	第10回おおたき国際スキーマラソン大会［おおたき国際スキーマラソン大会実行委員会］	２月	北海道内の留学生（25名）を第10回を迎えた記念の同大会に招待して、北国の冬のスポーツ「クロスカントリースキー」の紹介と体験、あわせて交流会を通じて、地域住民との親交を深めた。（大滝村）
福祉	フィンランドの知的障害者コーラスグループ招待事業［北欧社会福祉研究協会］	７月	フィンランドから知的障害者からなるコーラスグループを招待して、北欧の社会福祉に関する理解を深め、交流を推進するとともに、障害者音楽のレベルアップに寄与した。（札幌市、他）
	バリアフリーアドベンチャー普及事業［バリアフリーアドベンチャー普及プロジェクト実行委員会］	９月	重度障害者の社会参加を勧める「バリアフリーアドベンチャー」を福祉先進国のフィンランドから指導者を招いて学び、障害者自らが実践する事業の展開によって、本道の福祉の向上に寄与し、あわせてフィンランドとの交流を進めた。（札幌市、他）
教育	北部アメリカ地域教育事情視察団派遣［(社)滝川国際交流協会］	10月	高校生を中心とする視察団をアメリカ・マサチューセッツ州スプリングフィールド市他に派遣し、ホームステイを通じて交流を深めたほか、日米の教育事情の比較調査を行った。（アメリカ・マサチューセッツ州）
	北太平洋サケ学習国際交流事業［北海道サケ友の会］	10月	カナダのブリティッシュ・コロンビア州の児童生徒たちを北海道に招き、旭川市内の小中学校を中心にサケ学習や環境学習を実施したほか、ホームステイなどを通じ、相互理解、国際交流の進展を図った。（旭川市）
経済	平成11年度外国人（サハリン）企業研修生受入事業［稚内商工会議所］	６月～９月	サハリンからの企業研修生を稚内市内の中小企業が受け入れ、技術・知識・ノウハウ修得の研修を行い、国際貢献の一助とするほか、将来、サハリンとの経済交流を活発化する上での基礎を作った。（稚内市）

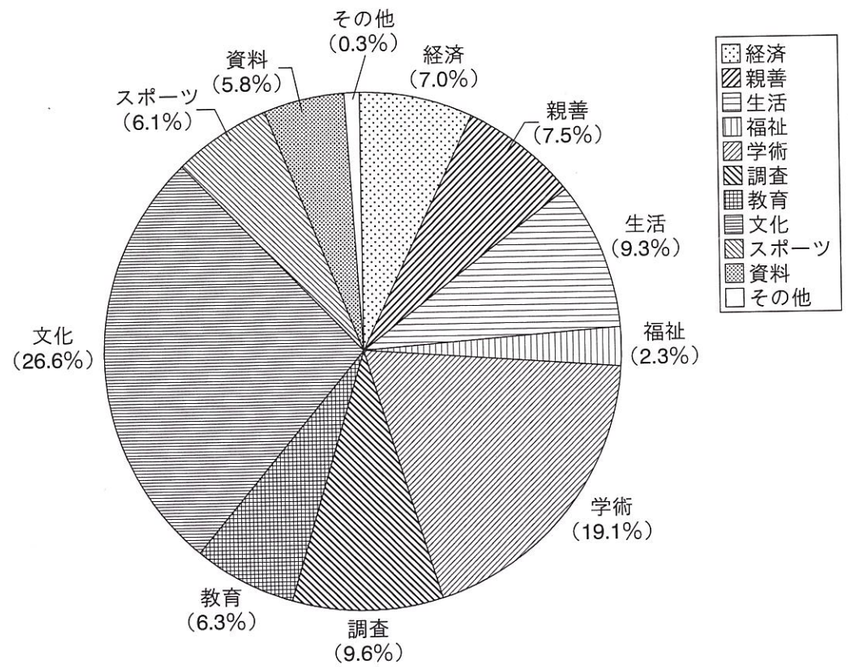


助成実績

(１)助成件数・金額推移表



(２)助成事業種類別内訳（総助成件数602件中に占める割合）



「財団法人北方圏交流基金」寄付行為

（昭和53.7.24　外務大臣許可
昭和61.9.30　主務官庁の権限を外務大臣から北海道知事へ委譲
昭和62.7.30　北海道知事一部変更認可
平成11.6.21　北海道知事一部変更認可）

第１章　総　　則

（名　　称）　第１条　この法人は、財団法人北方圏交流基金という。

（事 務 所）　第２条　この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北３条西７丁目に置く。

（目　　的）　第３条　この法人は、北方圏諸地域との生活・文化・学術などの交流事業を効率的に行い、相互理解と友好親善を促進するとともに、北海道をはじめ北方圏諸地域の生活文化の向上と福祉の増進に貢献し、相互の発展に資することを目的とする。

（事　　業）　第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、個人又は団体が行う次の事業に対して助成する。

(1)　北方圏の文化交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい
(2)　北方圏の発展を目的とする調査・研究及び日本語の普及
(3)　北方圏の文化交流等を目的とする催しの実施
(4)　北海道の文化等を海外に紹介するための資料その他北方圏の文化交流等に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布
(5)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　資　産　及　び　会　計

（資産の構成）　第５条　この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1)　財産目録に記載された財産
(2)　資産から生ずる収入
(3)　寄附金品
(4)　事業に伴う収入
(5)　その他の収入

（資産の種別）　第６条　この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

２　基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1)　設立の際基本財産として指定された財産
(2)　基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3)　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）　第７条　この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

２　基本財産のうち、現金は郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

（基本財産の処分の制限）　第８条　この法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を経て、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

（経費の支弁）　第９条　この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）　第10条　この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において出席理事３分の２以上の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫 定 予 算）　第11条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由による収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）
第12条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受け、資産の総額に変更が生じた場合には２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後３箇月以内に北海道知事に報告しなければならない。
２　この財団の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰越すものとする。

（会計年度）
第13条　この法人の会計年度は、毎年４月１日から翌３月31日までとする。

第３章　役　　員　　等

（役　　員）
第14条　この法人に、次の役員を置く。
理事　30名以上40名以内
監事　２名以内
２　理事のうち、１名を理事長、１名を専務理事、１名を常務理事とする。
３　理事に変更を生じた場合には、２週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を北海道知事に届け出なければならない。

（役員の選任）
第15条　理事及び監事は、評議員会において選任するものとする。
２　理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）
第16条　理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
２　専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
３　常務理事は、理事長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。
４　理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
５　監事は、民法第59条に定める職務を行う。

（役員の任期）
第17条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）
第18条　理事長は、役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事総数の３分の２以上の議決を経て、その役員を解任することができる。
(1)　心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

（役員の報酬）
第19条　役員は、有給とすることができる。
２　役員、評議員には費用を弁償することができる。
３　前２項の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（評　議　員）
第20条　この法人に、評議員30名以内を置く。
２　評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。評議員は、役員を兼ねることができない。
３　評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議する。
４　評議員会は、理事長が必要と認めたとき召集する。
５　評議員会の議長は、評議員の互選により充てる。
６　評議員には、第17条（役員の任期）及び第18条（役員の解任）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（顧　　問）
第21条　この法人に顧問若干人を置くことができる。
２　顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
３　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に意見を述べることができる。
４　顧問の任期は２年とし、再任は妨げない。

第４章　理　　事　　会

（構　　成）
第22条　理事会は、理事をもって構成する。

（招　集　等）
第23条　理事会は、理事長が必要と認めたとき招集し、理事長がその議長となる。
２　理事長は、理事総会の３分の１以上から又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を開催しようとするときは、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催日の７日前までに理事に通知しなければならない。

（議決事項）
第24条　理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　事業計画及び収支予算
(2)　事業報告及び収支決算
(3)　その他の重要事項
２　前項第１号及び第２号の事項は、評議員会に付議した後これを議決するものとする。

（定足数等）
第25条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を議決することができない。
２　理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面表決等）
第26条　理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

（議　事　録）
第27条　理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
２　議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事２名以上がこれに署名押印するものとする。
(1)　会議の目的である事項、日時及び場所
(2)　理事総数及び出席理事数
(3)　議事の経過の概要及びその結果
３　前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

（規定の準用）
第28条　評議員会には、第23条第３項（招集等）、第25条（定足数等）及び第26条（書面表決等）までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第５章　事　　務　　局

（事　務　局）
第29条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　寄附行為の変更及び解散

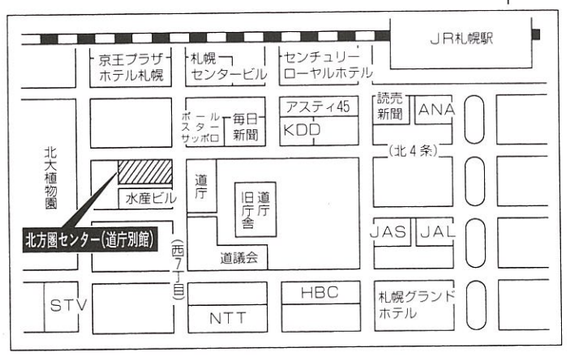
（寄附行為の変更）
第30条　この寄附行為は、理事会において、理事総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を受けなければ変更することができない。

（解　　散）
第31条　この法人は、理事会において、理事総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を得なければ、解散することができない。

（残余財産の処分）
第32条　この法人の解散のときに有する残余財産は、理事会において理事総数４分の３以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第７章　雑　　則

（細　　則）
第33条　この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。



年　報

2000年度版

発行年月　2000年7月

発行・編集　㈳北方圏センター
㈶北方圏交流基金

印　　刷　三陽印刷株式会社



Northern Regions Center(NRC)
社団法人 北方圏センター
〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館12階）
TEL(011)221-7840　FAX(011)221-7845
E-mailアドレス　glpn@nrc.or.jp